

第2次福知山市自殺対策計画（案）



2023（令和5）年12月

福知山市

はじめに

令和 年 月

目次

第1章 計画策定・見直しの趣旨等.....	1
1 趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	2
3 計画の期間.....	2
4 計画の数値目標.....	2
5 持続可能な開発目標（SDGs）への対応.....	3
第2章 福知山市の自殺の現状.....	4
1 全国の動向.....	4
(1) 自殺者数及び自殺死亡率の推移.....	4
(2) 年齢階級別の自殺死亡率の推移.....	5
(3) 児童生徒及び学生等の自殺者数の推移.....	6
2 福知山市の現状及び実態.....	7
(1) 自殺者数及び自殺死亡率の推移.....	7
(2) 「男女別」自殺者数の推移.....	8
(3) 「男女別年代別」自殺者数の推移.....	8
(4) 「職業別」自殺者数の推移.....	9
(5) 自殺の原因・動機・場所の状況.....	9
(6) 自殺未遂歴の有無.....	10
(7) 同居人の有無.....	10
(8) コロナ禍での影響.....	11
3 福知山市の自殺の特徴（対策が優先されるべき対象群）.....	12
第3章 これまでの取組と評価.....	13
1 第1次福知山市自殺対策計画の振り返り.....	13
◆ 基本施策と推進施策.....	13
◆ 重点施策.....	17
2 成果と課題のまとめ.....	19
第4章 いのち支える自殺対策における取組.....	20
1 施策の体系.....	20
2 福知山市における取組.....	22
3 重点施策.....	24
4 「生きる支援」に関連する事業・施策.....	31
第5章 計画の推進と評価.....	39
1 計画の推進.....	39
(1) 計画の周知・啓発.....	39
(2) 計画の推進体制.....	39
2 進行管理.....	40

第1章 計画策定・見直しの趣旨等

1 趣旨

我が国の自殺対策は、2006（平成18）年に自殺対策基本法が制定されて以降、大きく前進しました。それまで「個人の問題」と認識されがちであった自殺は広く「社会の問題」と認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数は3万人台から2万人台に減少するなど、着実に成果を上げています。

しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で、状況に変化が生じています。男性、特に中高年男性が自殺者数の大きな割合を占める状況は変わっていませんが、2020（令和2）年には自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、特に女性や小中高生の自殺者数が著しく増加し、総数においては11年ぶりに前年を上回りました。2022（令和4）年には男性の自殺者数も13年ぶりに増加し、小中高生の自殺者数は過去最多となっています。我が国の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺死亡者数）は依然として、G7諸国の中で最も高く、自殺者数も毎年2万人を超える水準で推移していることから、非常事態はいまだ続いていると言わざるを得ません。

本市においては、「福知山市自殺対策計画（2019（平成31）年策定）」に基づき対策に取り組んできているところですが、毎年10人以上の市民が自ら命を絶っていること、2021（令和3）年の自殺者数が近年で最も多くなっていることなどを踏まえ、引き続き自殺対策を一層推進していくことが必要です。

本市ではこうした現状及び対策の動向を踏まえ、市民一人ひとりがつながり、支えあうことで、誰もが健康で生きがいを持って暮らすことができる社会、「幸せを生きる」まちづくりを実現し、自殺をしようと考えている人の命を一人でも多く救うことを目指して、「生きることの包括的な支援（＝自殺対策）」を推進する「福知山市自殺対策計画」を見直します。

2 計画の位置付け

本計画は、2016（平成28）年4月に改正された自殺対策基本法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」、2022（令和4）年10月に見直された「自殺総合対策大綱」及び2021（令和3）年3月に策定された「京都府自殺対策推進計画」、さらに本市における自殺の現状を踏まえて取組の基本的方向性と具体的な施策を定めるものです。

本計画は、総合的な市政運営の指針である「まちづくり構想 福知山」を最上位計画とし、「第4次福知山市地域福祉計画（重層的支援体制整備事業実施計画を包含）」などの関連計画との整合性を図るものとします。

3 計画の期間

国の自殺総合対策大綱がおおむね5年を目途に見直すこととされていることを踏まえ、本計画の期間は、2024（令和6）年度から2028（令和10）年度までの5年とします。

なお、本計画は「自殺対策基本法」及び「自殺総合対策大綱」並びに「京都府自殺対策推進計画」が改正された場合、必要に応じて見直しを検討します。

4 計画の数値目標

国は、2022（令和4）年10月に閣議決定した「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」において、「2026（令和8）年までに自殺死亡率を2015（平成27）年と比べて30%以上減少させる」ことを、政府の進める自殺対策の当面の目標として設定しています。

本市においては、国の数値目標及び方針を踏まえつつ、「自殺者ゼロ」をめざすことを基本に、失業や多重債務、生活困窮等の「生きることの阻害要因」を減らし、自己肯定感や信頼できる人間関係等の「生きることの促進要因」を増やすことによって、自殺リスクの低下を目指します。目標値は第1次計画を引き継ぎます。（計画の成果指標は図1のとおり）

図1 計画の成果指標

成果指標	実数	目標値（第1次）	目標値（第2次）
	2022年 （令和4年）	2023年 （令和5年）	2028年 （令和10年）
自殺者の数	13人	7人以下	7人以下
自殺死亡率 （人口10万人あたり）	17.0	8.8以下	8.8以下

5 持続可能な開発目標（SDGs）への対応

SDGs（エス・ディー・ジーズ）は、2015（平成27）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016（平成28）年から2030（令和12）年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、開発途上国のみならず先進国を含む国際社会全体の目標として、経済・社会・環境の諸問題を統合的に解決することの重要性が示されています。

本計画に掲げる施策と特に関連するSDGsの目標は次のとおりであり、本計画の推進が当該目標の達成に資するものとして位置づけます。

図2 本計画に関連するSDGsの目標

	貧困	【目標1】あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
	飢餓	【目標2】飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
	保健	【目標3】あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
	教育	【目標4】すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。
	ジェンダー	【目標5】ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化（エンパワーメント）行う。
	経済成長と雇用	【目標8】包摂的かつ持続可能な経済成長、及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。
	イノベーション	【目標9】強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進、及びイノベーションの推進を図る。
	不平等	【目標10】各国内及び各国間の不平等を是正する。
	都市	【目標11】包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
	平和	【目標16】持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
	実施手段	【目標17】持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

出典：一般財団法人建築・省エネルギー機構「私たちのまちにとってのSDGs（持続可能な開発目標）－導入のためのガイドライン－」

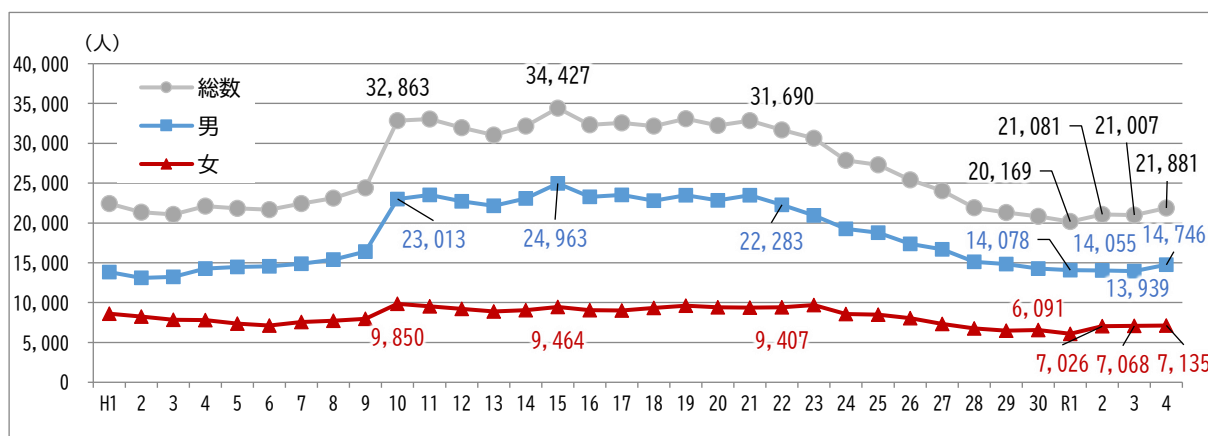
第2章 福知山市の自殺の現状

1 全国の動向

(1) 自殺者数及び自殺死亡率の推移

「令和4年版自殺対策白書」によると、全国の自殺者数は、1998（平成10）年以降、14年連続して3万人を超える状態が続いていましたが、2010（平成22）年に減少に転じ、以降、3万人未満で推移しています。2019（令和元）年は最少の2万169人となりましたが、2020（令和2）年は11年ぶりに総数が増加に転じて2万1,081人となり、2021（令和3）年は減少して2万1,007人、2022（令和4）年は2万1,881人となっています。

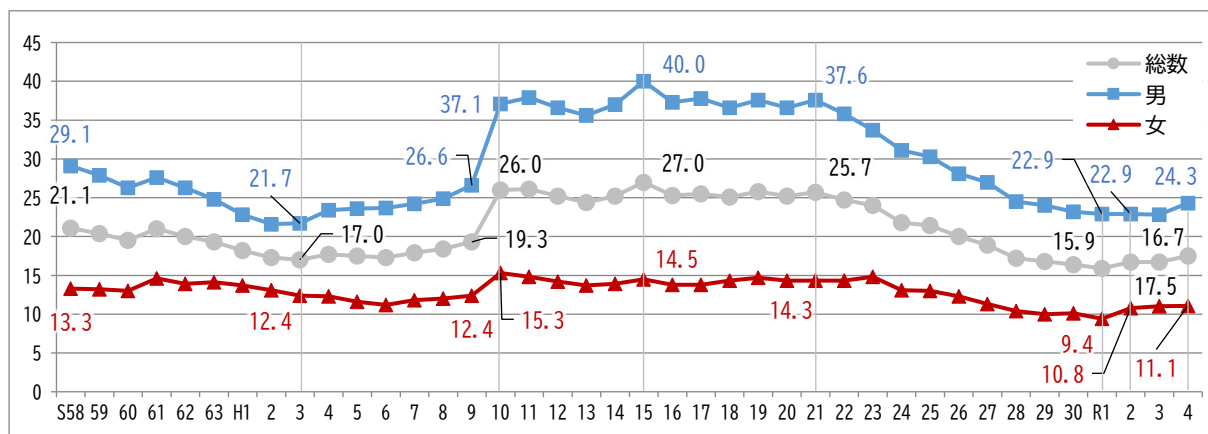
図3 全国の自殺者数の推移



資料：警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

また、人口10万人あたりの自殺者数をあらわす自殺死亡率は、1983（昭和58）年の21.1を第一次のピークとした後、1991（平成3）年には17.0まで低下しました。その後、1997（平成9）年の19.3から1998（平成10）年に26.0と急上昇し、以後2003（平成15）年の27.0をピークとして2009（平成21）年まで高い水準が続いていました。2010（平成22）年からは低下に転じ、2019（令和元）年は最少の15.9となりましたが、2020（令和2）年は16.7と11年ぶりに上昇に転じ、2022（令和4）年には17.5となっています。

図4 全国の自殺死亡率の推移

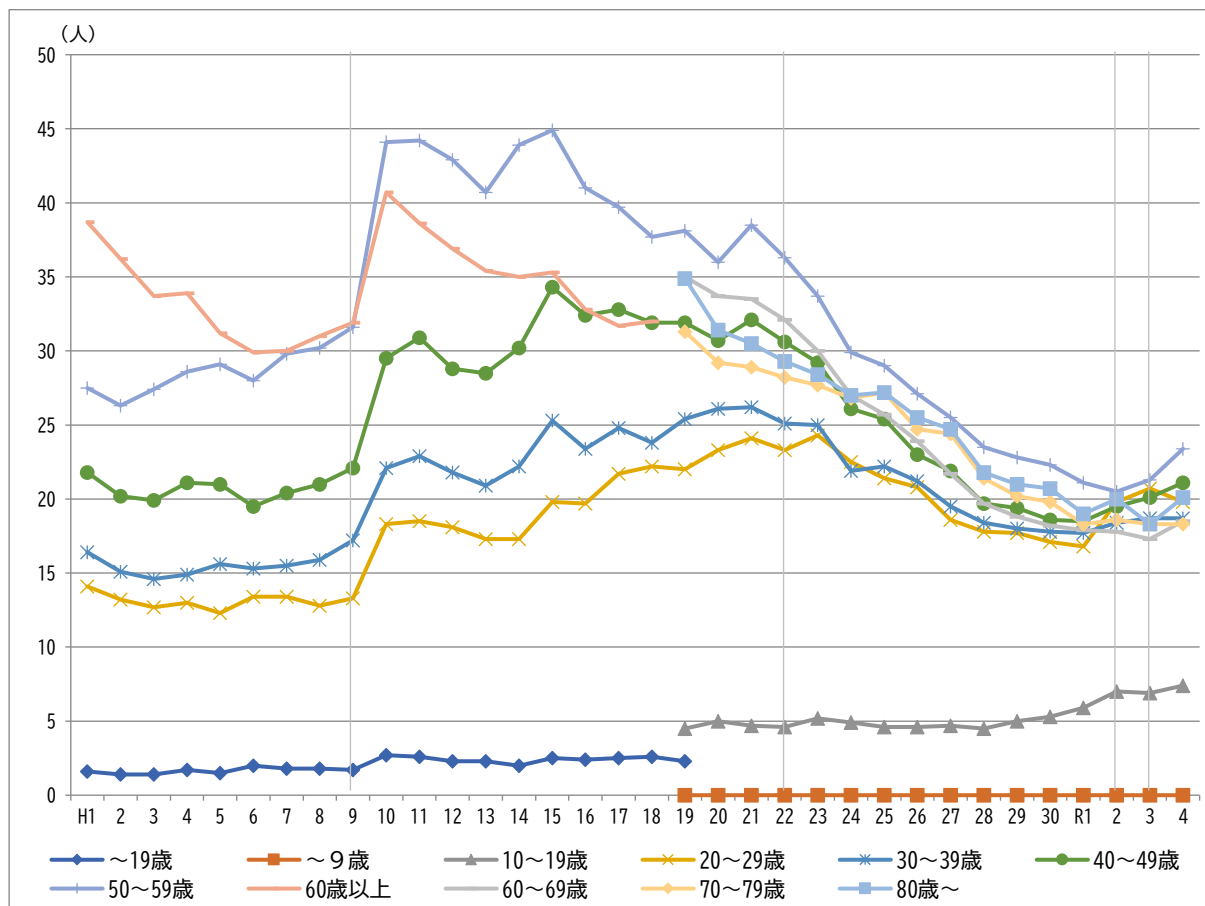


資料：警察庁「自殺統計」、総務省「国勢調査」「人口推計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

(2) 年齢階級別の自殺死亡率の推移

推計人口を用いた年齢階級別の自殺死亡率をみると、1997（平成9）年までは「60歳～」、それ以降は「50～59歳」の自殺死亡率が高くなっています。2010（平成22）年以降は「～9歳」及び「10～19歳」、「20～29歳」を除く全ての年齢階級で低下傾向にありましたが、2020（令和2）に「50～59歳」及び「60～69歳」を除く全ての年齢階級で上昇に転じました。特に、「40～49歳」は2020（令和2）年以降3年連続で上昇となっています。「50～59歳」、「80歳～」は、2021（令和3）年から2022（令和4）年で比較的大きく上昇しています。

図5 年齢階級別自殺死亡率の推移



資料：警察庁「自殺統計」、総務省「国勢調査」「人口推計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

※) 平成18年までは「～19歳」、「60歳以上」であったが、平成19年の自殺統計原票改正以降は「～9歳」、「10～19歳」、「60～69歳」、「70～79歳」、「80歳以上」に細分化された。

10 歳～39 歳の各年代における死因の第一位が自殺であり、非常事態はいまだに続いてい

図 6 2020（令和 2）年における死因順位別にみた年齢階級・死亡率・構成割合

年齢階級	第 1 位				第 2 位				第 3 位			
	死因	死亡数	死亡率	(%) 割合	死因	死亡数	死亡率	(%) 割合	死因	死亡数	死亡率	(%) 割合
10～14 歳	自殺	122	2.3	28.6	悪性新生物<腫瘍>	82	1.5	19.2	不慮の事故	53	1.0	12.4
15～19 歳	自殺	641	11.4	50.8	不慮の事故	230	4.1	18.2	悪性新生物<腫瘍>	110	2.0	8.7
20～24 歳	自殺	1,243	21.0	57.0	不慮の事故	286	4.8	13.1	悪性新生物<腫瘍>	152	2.6	7.0
25～29 歳	自殺	1,172	19.7	52.1	悪性新生物<腫瘍>	235	3.9	10.5	不慮の事故	217	3.6	9.7
30～34 歳	自殺	1,192	18.7	41.1	悪性新生物<腫瘍>	495	7.8	17.1	不慮の事故	250	3.9	8.6
35～39 歳	自殺	1,323	18.3	30.1	悪性新生物<腫瘍>	1,012	14.0	23.0	心疾患	368	5.1	8.4
40～44 歳	悪性新生物<腫瘍>	2,140	25.9	27.9	自殺	1,578	19.1	20.6	心疾患	859	10.4	11.2
45～49 歳	悪性新生物<腫瘍>	4,552	47.0	32.3	自殺	1,844	19.1	13.1	心疾患	1,729	17.9	12.3
50～54 歳	悪性新生物<腫瘍>	7,263	84.8	36.7	心疾患	2,578	30.1	13.0	自殺	1,746	20.4	8.8
55～59 歳	悪性新生物<腫瘍>	11,457	146.7	41.6	心疾患	3,594	46.0	13.1	脳血管疾患	2,007	25.7	7.3
60～64 歳	悪性新生物<腫瘍>	18,254	248.3	45.1	心疾患	4,985	67.8	12.3	脳血管疾患	2,783	37.9	6.9

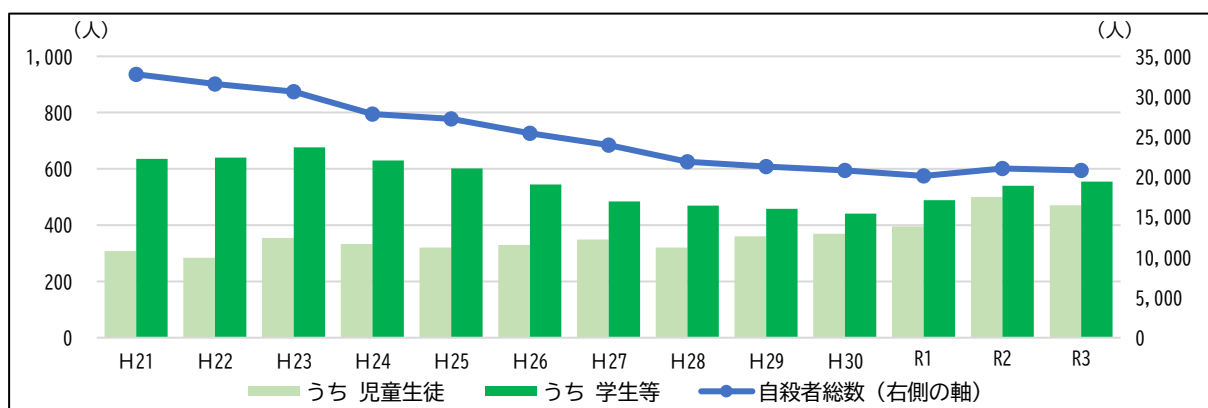
※構成割合は、それぞれの年齢階級別死亡数を 100 とした場合の割合である。

資料：厚生労働省「令和 4 年版自殺対策白書（人口動態統計に基づく自殺の状況）」

（3）児童生徒及び学生等の自殺者数の推移

2009（平成 21）年から 2019（令和元）年にかけて、我が国の自殺者総数は年々減少した一方、「小学生」、「中学生」及び「高校生」（以下「児童生徒」という）は減少傾向がみられず、2016（平成 28）年からは増加傾向となっています。2021（令和 3）年は減少したものの、2019（令和元）年以前よりも多い状況となっています。また、「大学生」及び「専修学校生等」（以下「学生等」という）は、2011（平成 23）年をピークに年々減少していましたが、2019（令和元）年に増加に転じ、2021（令和 3）年まで増加となっています。

図 7 児童生徒及び学生等の自殺者数の推移（男女計）



資料：令和 4 年版自殺対策白書／警察庁「自殺統計」より自殺対策推進センター作成

2 福知山市の現状及び実態

(1) 自殺者数及び自殺死亡率の推移

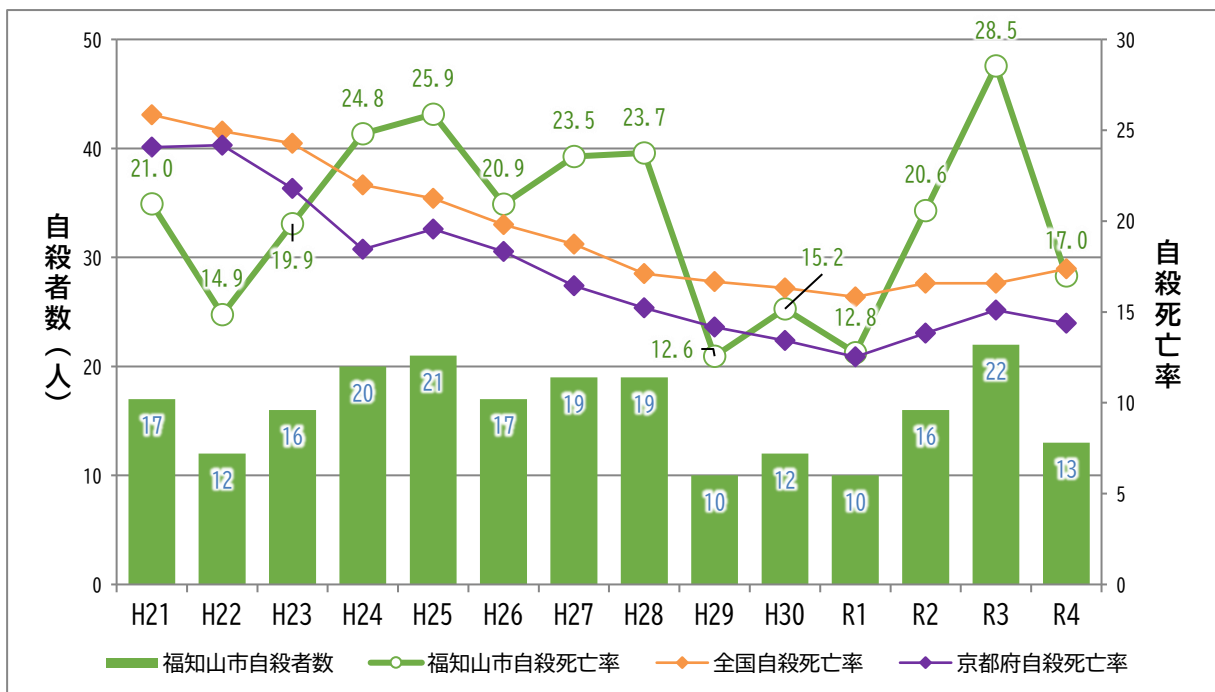
福知山市の自殺者数は、2012（平成 24）年以降、20 人前後でほぼ横ばいの状態が続いた後、2017（平成 29）年に 10 人と半減し、ほぼ横ばいの状態が続きました。2020（令和 2）年に増加に転じ、2021（令和 3）年には 22 人と、近年で最も多くなりましたが、2022（令和 4）年に減少に転じています。

福知山市の自殺死亡率(人口 10 万人あたりの自殺者数)は、2012（平成 24）年～2016（平成 28）年までは全国・京都府よりも高くなっています。

2017（平成 29）年には国・府に比べて低くなったものの、2018（平成 30）年には増加に転じ、京都府よりも高くなり、2020（令和 2）年には全国・京都府よりも高くなりました。2021（令和 3）年は減少し、全国と同程度となりましたが、京都府よりは高くなっており、かけがえのない命が失われる自殺が後を絶ちません。

自殺が生じた場合、自殺者本人のみならず、家族や周囲の人たちも非常に深刻な影響を受けることも、決して看過できません。

図 8 自殺者数及び自殺死亡率の推移（全国・京都府・福知山市）

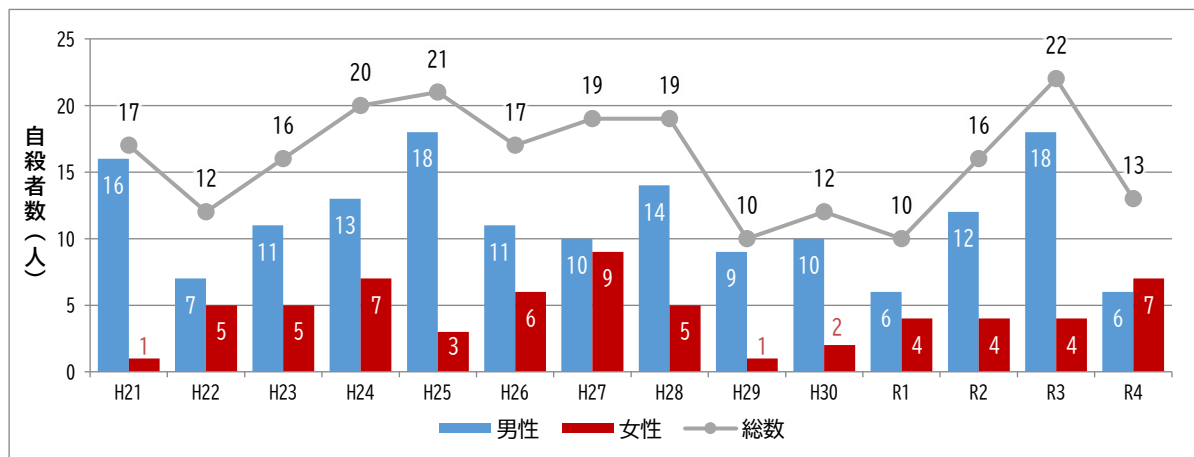


資料：警察庁「自殺統計」、総務省「国勢調査」「人口推計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

(2) 「男女別」自殺者数の推移

福知山市の自殺者を男女別にみると、2021（令和3）年までは男性の方が多い状況が続いていましたが、2022（令和4）年は逆転し、男性は減少、女性が増加しています。

図9 「男女別」自殺者数の推移



資料：人口動態統計(厚生労働省)、地域における自殺の基礎資料(厚生労働省)

(3) 「男女別年代別」自殺者数の推移

男女別年代別にみると、福知山市の2022（令和4）年における自殺者数は、男性は特に50～59歳で最も多く、女性は40～49歳が多くなっています。

図10 「男女別年代別」自殺者数の推移

*網掛けは自殺者数が多いところ

	H30			R1			R2			R3			R4			合計		
	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計
～19歳	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1
20～29歳	2	0	2	0	1	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	3	1	4
30～39歳	1	0	1	1	1	2	1	1	2	4	0	4	1	0	1	8	2	10
40～49歳	1	0	1	2	1	3	4	0	4	0	0	0	0	3	3	7	4	11
50～59歳	3	0	3	1	0	1	2	0	2	4	2	6	2	1	3	12	3	15
60～69歳	3	0	3	0	0	0	3	1	4	2	1	3	1	0	1	9	2	11
70～79歳	0	1	1	2	1	3	0	0	0	5	0	5	1	1	2	8	3	11
80歳～	0	1	1	0	0	0	2	1	3	2	1	3	1	2	3	5	5	10
不詳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	10	2	12	6	4	10	12	4	16	18	4	22	6	7	13	52	21	73

資料：地域における自殺の基礎資料(厚生労働省)

(4) 「職業別」自殺者数の推移

職業別自殺者数をみると、無職者（「学生・生徒等」「主婦」「失業者」「年金・雇用保険等生活者」「その他の無職者」の合計）が6割を占めています。全国と比較すると、「主婦」、「年金・雇用保険等生活者」、「有職者」が全国値より高くなっています。

通勤・通学で交流の深い中丹医療圏でみると、「有職者」が全国値より高くなっています。

図 11 「職業別」自殺者の全国と中丹医療圏との比較（2009（平成 21）年～2022（令和 4）年）

* 網掛けは自殺者数が多いところ

職業		福知山市		舞鶴市		綾部市		全国		
		(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	
有職者	自営業・家族従事者 被雇用・勤め人	85	37.9	86	43.0	43	51.2	127,022	36.5	
	無職者	学生・生徒等	1	0.4	7	3.5	2	2.4	12,941	3.7
		主婦	16	7.1	9	4.5	5	6.0	22,207	6.4
		失業者	6	2.7	9	4.5	6	7.1	16,220	4.7
		年金・雇用保険等生活者	67	29.9	51	25.5	16	19.0	81,368	23.4
		その他の無職者	46	20.5	37	18.5	12	14.3	81,682	23.5
(無職者合計)	136	60.7	113	56.5	41	48.8	214,418	61.6		
不詳		3	1.3	1	0.5	0	0.0	6,535	1.9	
計		224	100.0	200	100.0	84	100.0	347,975	100.0	

※「自営業・家族従事者」・「被雇用・勤め人は」、2022（令和 4）年度から、「有職者」としてまとめて記載

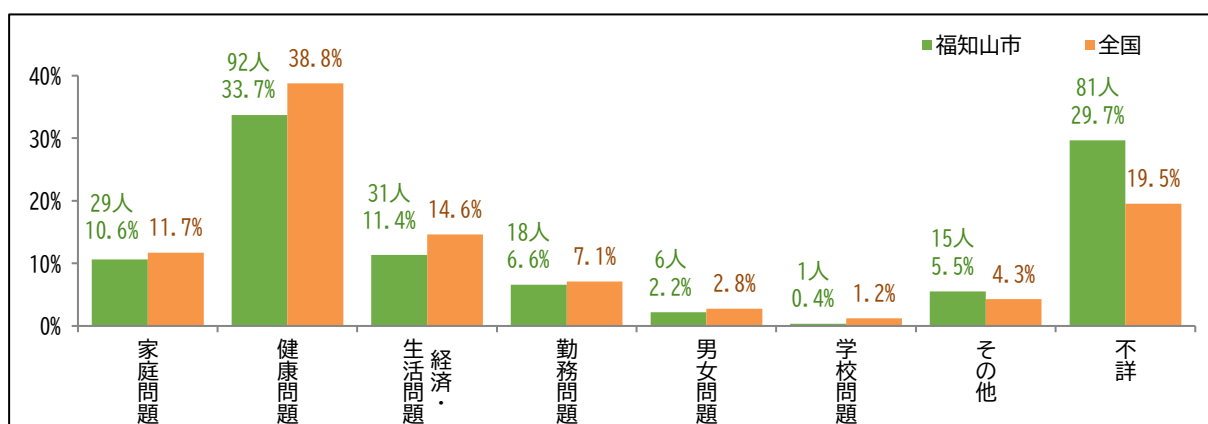
資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

(5) 自殺の原因・動機・場所の状況

原因・動機の自殺者数は、「健康問題」が最も多く、次いで「経済・生活問題」、「家庭問題」、「勤務問題」が多くなっており、本市においては全国の傾向と大きく違いはありません。

自殺企図の場所は、「自宅等」が一番多く、全体の約 65%を超えています。全国と比べ、やや多くなっています。※複数計上あり

図 12 自殺の原因・動機の状況（2009（平成 21）年～2022（令和 4）年）

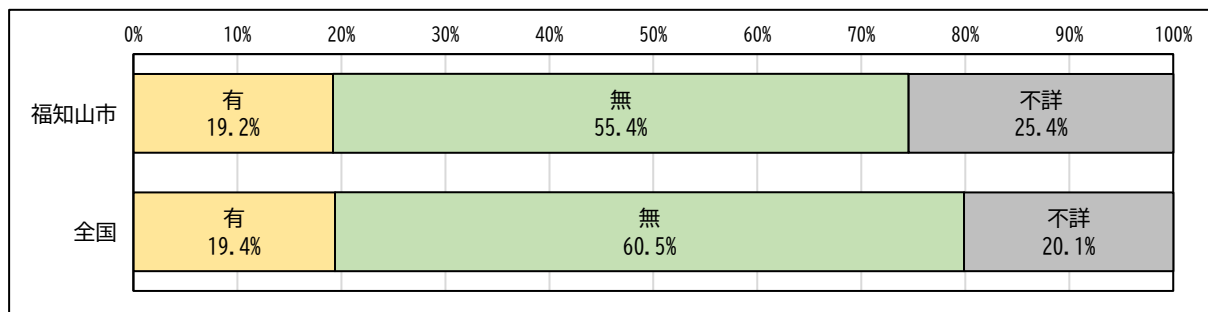


資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

(6) 自殺未遂歴の有無

自殺者のうち過去に自殺未遂の経験のある人は、全国の 19.5% に対して本市では 19.2% となっており、全国の傾向と大きく違いはありません。

図 13 「自殺未遂の有無」の比較（2009（平成 21）年～2017（平成 29）年）

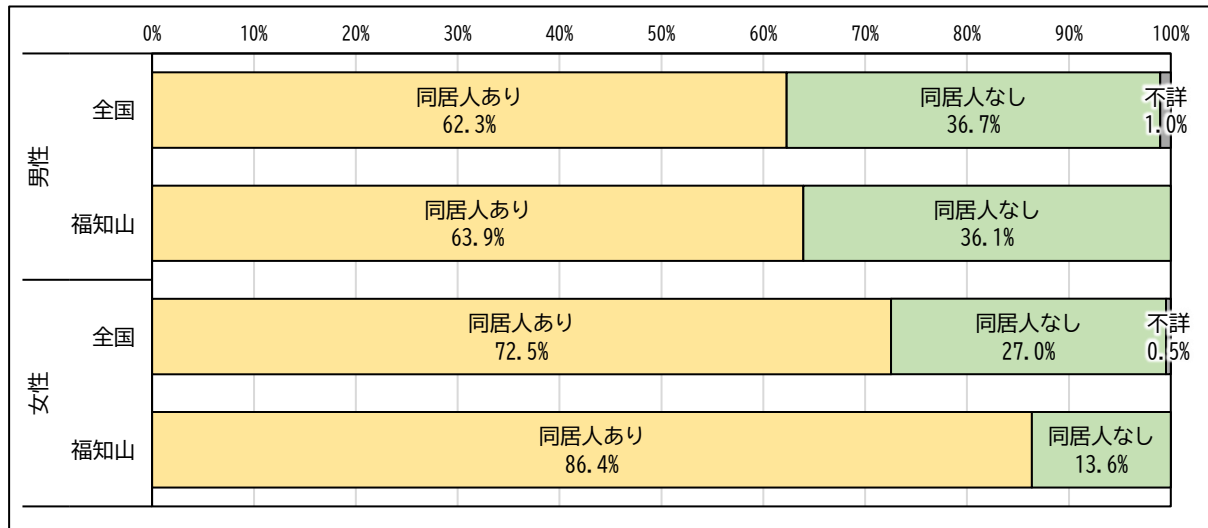


資料：地域における自殺の基礎資料(厚生労働省)

(7) 同居人の有無

自殺者のうち、同居人のある人は、男性では全国の 62.3% に対して本市では 63.9% となっており、全国の傾向と大きく違いはありません。女性では 72.5% に対して本市では 86.4%（いずれも 2017（平成 29）年～2022（令和 4）年の合計）となっており、同居人がある人が多くなっています。

図 14 「同居人の有無」（2017（平成 29）年～2022（令和 4）年の合計）



資料：厚生労働省「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料」

(8) コロナ禍での影響

新型コロナウイルス感染症拡大前の5年間（2015（平成27）年から2019（令和元）年まで）の自殺死亡率の平均との差を確認したところ、20歳代、60歳代、70歳代以外のすべての年代で、新型コロナウイルス感染症拡大前の平均より増加しています。特に30歳代、80歳以上の伸び率が大きくなっています。また、20歳代では大きく減少しています。

京都府と比較すると、京都府では20歳代、60歳代の伸び率が大きくなっていますが、福知山市では減少しています。また京都府では40歳代、50歳代が減少していますが、福知山市では増加しています。

図15 京都府と福知山市の年代別自殺死亡率（2015（平成27）年～2022（令和4）年）

*網掛けは増加しているところ

	京都府			福知山市		
	コロナ拡大前 H27～R1 平均	コロナ拡大後 R2～R4 平均	増減数	コロナ拡大前 H27～R1 平均	コロナ拡大後 R2～R4 平均	増減数
20歳未満	2.4	3.8	1.44	0.0	2.3	2.35
20歳代	14.9	15.4	0.51	23.2	4.6	-18.64
30歳代	15.5	16.0	0.51	8.9	27.8	18.88
40歳代	17.7	17.3	-0.38	18.6	22.2	3.59
50歳代	21.3	17.0	-4.26	28.1	35.7	7.64
60歳代	14.8	16.6	1.84	28.6	28.1	-0.49
70歳代	17.3	16.7	-0.59	25.1	22.8	-2.33
80歳以上	14.8	15.1	0.35	17.4	37.0	19.56
総数	14.3	14.4	0.12	17.6	21.6	4.05

※京都府データは各年10月1日現在の人口推計を基に算出

※自殺死亡率は総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」を元に算出（各年1月1日）

資料：京都府資料／地域自殺実態プロファイルを元に作成

3 福知山市の自殺の特徴（対策が優先されるべき対象群）

国から「地域の自殺の特徴」として示された福知山市の自殺の実態は、以下の通りで、性・年代・職業・同居人の有無から自殺者数が多い5つの区分が示されました。

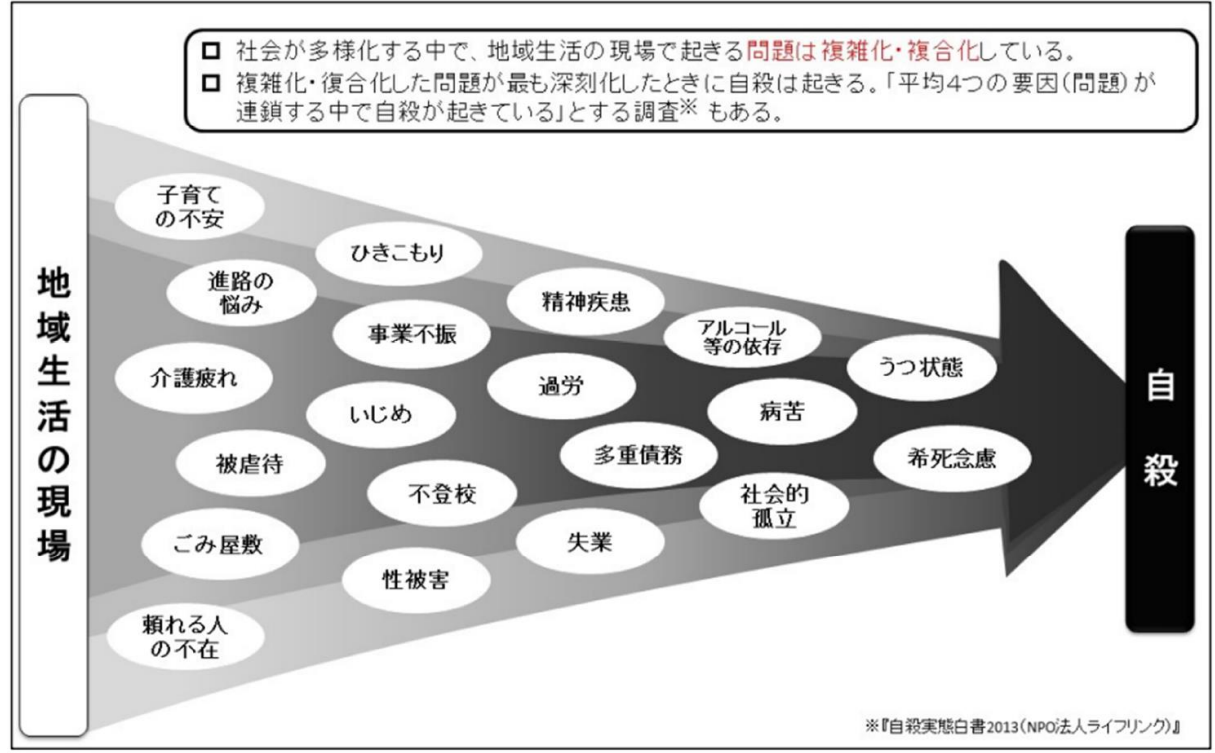
図 16 福知山市の主な自殺者の特徴（2017（平成 29）年～2021（令和 3）年合計）

自殺者の特性上位 5 区分	自殺者数 (5 年計)	割合	自殺死亡率* (10 万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1 位:男性 60 歳以上無職同居	14	20.3%	53.1	失業（退職）→生活苦+介護の悩み（疲れ）+身体疾患→自殺
2 位:男性 40～59 歳無職同居	7	10.1%	327.8	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺
3 位:男性 60 歳以上無職独居	7	10.1%	131.8	失業（退職）+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
4 位:男性 20～39 歳有職独居	5	7.2%	54.9	①【正規雇用】配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺/②【非正規雇用】（被虐待・高校中退）非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺
5 位:男性 40～59 歳有職同居	5	7.2%	13.2	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺

資料：警察庁自殺統計原票データを厚生労働省（自殺対策推進室）にて特別集計（自殺日・住居地）
 ・区分の順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。
 * 自殺死亡率の算出に用いた人口（母数）は、総務省「2020（令和 2）年国勢調査」就業状態等基本集計を基に JSCP にて推計したもの。
 ** 「背景にある主な自殺の危機経路」は、ライフリンク「自殺実態白書 2013」を参考に推定したもの（詳細は付表の参考表 1 参照）。自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示しており、記載の経路が唯一のものではないことに留意いただきたい。

自殺の危険経路は、多岐にわたり、要因も複合化しています。

図 17 自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料） 資料：自殺総合対策推進センター



第3章 これまでの取組と評価

1 第1次福知山市自殺対策計画の振り返り

市では、「第1次福知山市自殺対策計画」で位置づけた3種類の施策に基づき、毎年、進捗確認シートにて、事業内容の確認、評価、見直しを行ってまいりました。施策ごとの評価と課題は以下のとおりです。

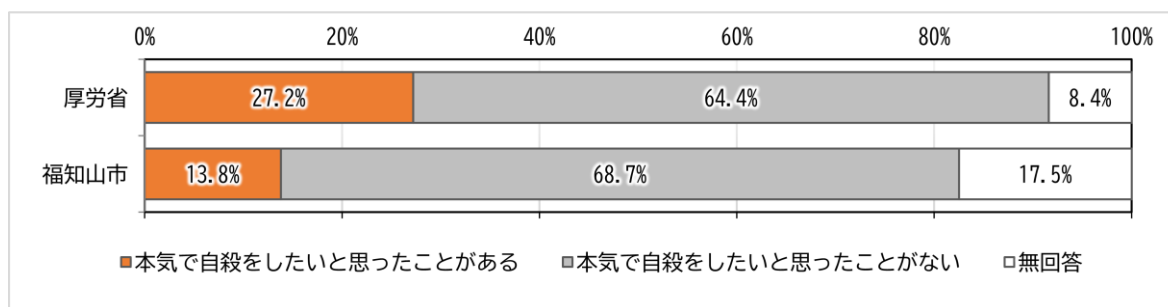
◆ 基本施策と推進施策

基本施策	推進施策	成果と課題
(1) 地域における ネットワーク の強化	自殺に関する実 態把握	<ul style="list-style-type: none"> ➡ 福知山市自殺対策協議会を設置し、本市における自殺者数の現状、PDCAサイクルを意識した現行計画の進捗確認、第2次福知山市自殺対策計画策定に向けての準備等について、協議会委員と情報共有を図ることができました。 ➡ 自殺予防対策推進連絡会議では、現行計画の進捗状況を確認し、本市における自殺者数の現状を共有するとともに、第2次福知山市自殺対策計画策定に向け、庁内連携を進めるうえでの意思疎通を図ることができました。施策検討等において計画的な進行が課題です。

アンケート調査の結果－1

◆自殺に対する意識（自殺対策に関するアンケート調査）

「本気で自殺をしたいと思ったことがある」の割合が13.8%、「本気で自殺をしたいと思ったことがない」が68.7%となっています。国（厚労省）の調査結果と比較すると、「本気で自殺をしたいと思ったことがある」の割合は国の調査の割合よりも低く、半数程度となっています。

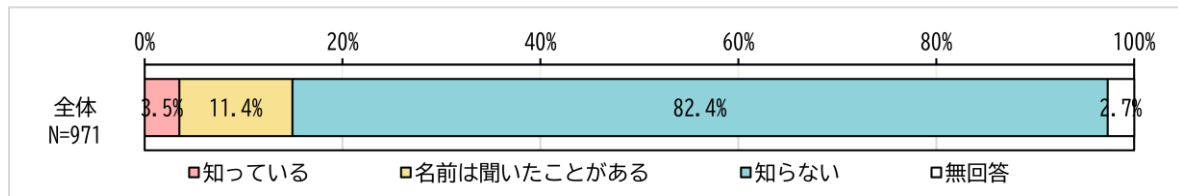


基本施策	推進施策	成果と課題
(2) 自殺対策を支える人材の育成	自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る取組	<ul style="list-style-type: none"> ➡ ゲートキーパーの養成については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、全体として、継続・安定した研修会の実施に取り組むことができず、ゲートキーパーの普及を進めることができませんでした。 ➡ 市職員向けゲートキーパーの養成については、市職員が市職員対象の人権研修や職員研修を通じて受講できるよう、手法を検討し、実行していくことが課題です。

アンケート調査の結果－ 2

◆ゲートキーパーの認知（地域福祉に関するアンケート調査）

ゲートキーパーについて、「知らない」の割合が最も高く 82.4%、次いで「名前は聞いたことがある」の割合が 11.4%、「知っている」の割合が 3.5%となっています。

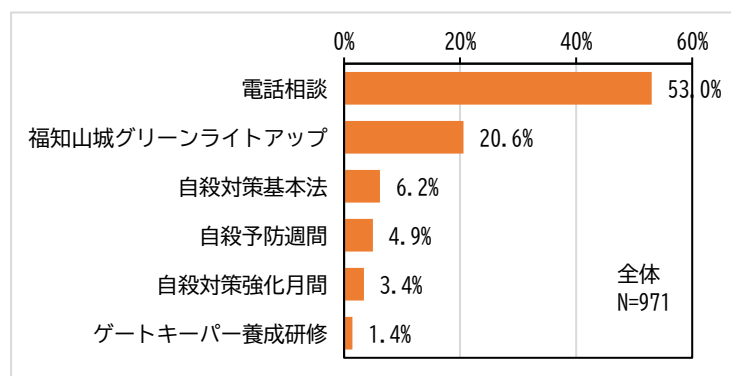


基本施策	推進施策	成果と課題
(3) 市民への啓発と周知	市民一人ひとりの気づきと見守りを促す取組	<ul style="list-style-type: none"> ➡ 自殺予防週間や自殺対策強化月間を中心として、市立図書館と連携したPR図書の展示やリーフレット配布、福知山城グリーンライトアップを通じて、積極的に普及啓発に取り組むことができました。 ➡ また、市ホームページや広報ふくちやまを通じて相談窓口一覧を周知したり、著名人の事象発生時にLINE発信を行うなど、新たな取組を積極的に展開できました。

アンケート調査の結果－ 3

◆福知山市の「いのち支えるまちづくりの取組」の認知（地域福祉に関するアンケート調査）

「いのち支えるまちづくりの取組」で知っているものは、「電話相談」の割合が最も高く 53.0%、次いで「福知山城グリーンライトアップ」の割合が 20.6%、「自殺対策基本法」の割合が 6.2%となっています。

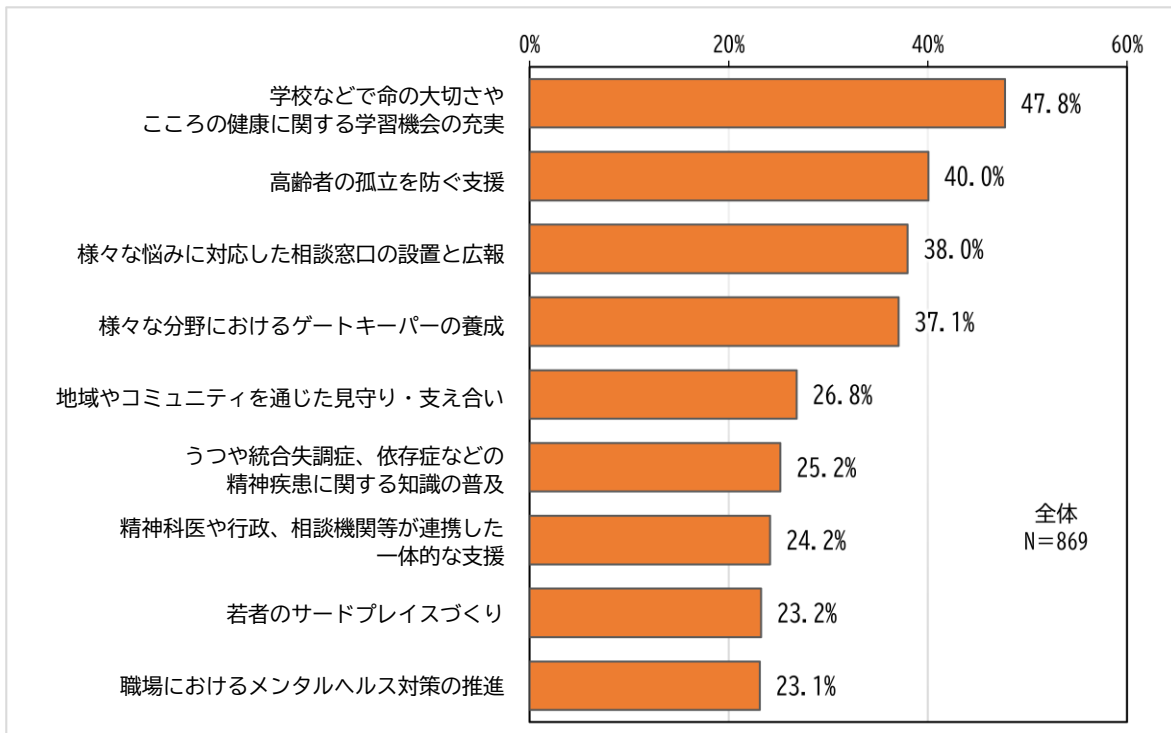


基本施策	推進施策	成果と課題
<p>(4) 生きることの 促進要因への 支援</p>	<p>①心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する取組</p>	<p>➡ 「働き方改革」「職場ハラスメント防止」に関するセミナー、一般介護予防事業としての健康教育・健康相談、保育園等における健康相談、心の居場所づくり推進事業におけるスクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの配置など、関係課において、一定の事業が実施されています。</p> <p>➡ 各種相談において、市民のニーズに応じた対応を強化します。</p>
	<p>②適切な精神保健医療福祉サービスとの連携強化の推進</p>	<p>➡ 精神疾患のある人やその家族に対して、精神保健福祉相談を通じて、訪問・面談を行い、必要なサービスの利用につなぐなど、継続して事業を実施しています。</p> <p>➡ また、就学前スクリーニングや思春期スクリーニングなど、各学校において、継続して事業を実施しています。</p>
	<p>③社会全体の自殺リスクを低下させる取組</p>	<p>➡ コロナ禍においても、各種相談窓口において、継続・安定して、相談体制の充実と相談窓口の周知に取り組むことができました。</p> <p>相談者が抱える悩みごとや困りごとなどの複雑化・複合化する幅広い相談に応じ、市民に寄り添った支援を行っています。</p> <p>➡ また、関係機関のネットワーク構築と連携強化、様々な要因を持つ個人・世帯への支援の充実についても、継続かつ安定して事業を実施しています。</p> <p>➡ 各種事業について、相談者の自殺リスクを低下させる取組として、積極的に事業を展開しています。</p>
	<p>④自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ取組</p>	<p>➡ 対象者把握、個人情報、緊急時対応、救急医療連携等の観点から課題が多く残っており、具体的実施に至っていません。</p> <p>今後、実施手法等について具体的検討が必要です。</p>
	<p>⑤遺された人への支援を充実する取組</p>	<p>➡ 自死遺族からの相談実績はありません。個人情報の観点から具体的実施に至っていない状況です。</p> <p>今後、実施手法等について具体的検討が必要です。</p>
	<p>⑥子ども・若者に対する自殺対策を推進する取組</p>	<p>➡ いじめ問題に対応するための電話相談の実施、教育相談員・臨床心理士の配置、いじめ防止講演会の開催（教職員対象）等、子どもの自殺予防・SOSの出し方に関する教育の推進に関する事業を継続して実施しています。</p>

アンケート調査の結果－４

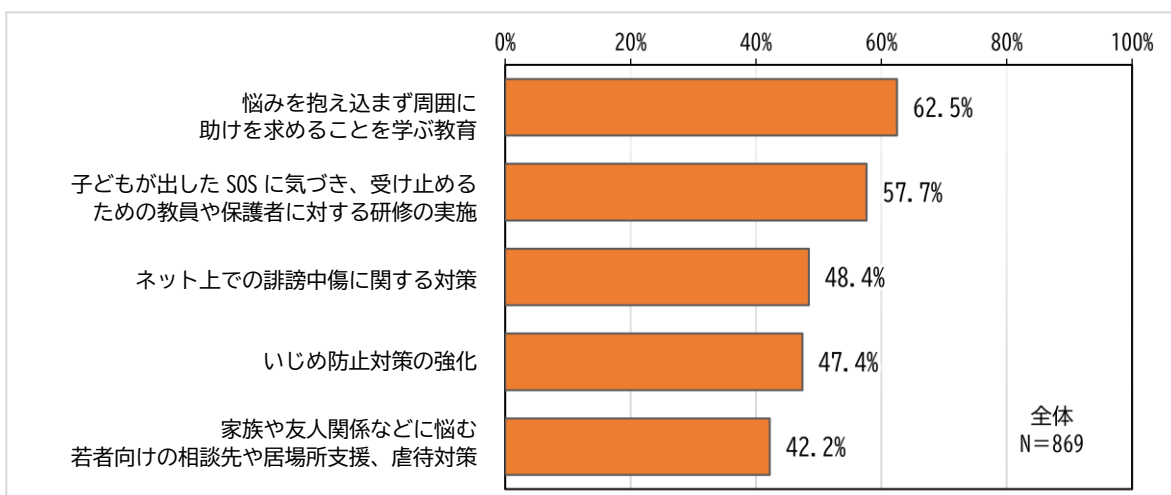
◆今後の自殺対策（自殺対策に関するアンケート調査）

あなた自身やあなたの大切な人の命を守るための対策として重要だと思われるものは、「学校などで命の大切さやこころの健康に関する学習機会の充実」の割合が最も高く 47.8%、次いで「高齢者の孤立を防ぐ支援」が 40.0%、「様々な悩みに対応した相談窓口の設置と広報」が 38.0%、「様々な分野におけるゲートキーパーの養成」が 37.1%となっています。



◆子どもや若者の自らの命を守るための自殺対策（自殺対策に関するアンケート調査）

子どもや若者にとって、自らの命を守るための対策として有効だと思うものについて、「悩みを抱え込まず周囲に助けをを求めることを学ぶ教育」の割合が 62.5%と最も高く、次いで「子どもが出した SOS に気づき、受け止めるための教員や保護者に対する研修の実施」が 57.7%、「ネット上での誹謗中傷に関する対策」が 48.4%、「いじめ防止対策の強化」が 47.4%となっています。



◆ 重点施策

いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）が作成した「地域自殺実態プロフィール」によると、本市において重点的に自殺対策に取り組むべき層として、「高齢者」「生活困窮者」「無職者・失業者」とされており、現行計画ではこれに「子ども・若者」を加えた4つの群を対象とした各種施策を重点的に展開してきました。

高齢者

- ➡ 9つの日常生活圏域に配置する「地域包括支援センター“よりそい窓口”」が、高齢者をはじめ地域住民の生活全般にかかる相談を受け、必要な支援に繋げてきました。また、地域包括支援センターを総合的に支援する基幹型センター「福祉あんしん総合センター」が、複雑化・複合化する課題を抱える人への包括的な支援体制の構築を目指して機能充実を図ってきました。
- ➡ 家族介護者宅に、専門知識を有するアドバイザーを派遣し、介護者が抱える課題解決に向けた支援を行ったり、認知症の人の家族会や認知症カフェなど居場所づくり活動を通して介護者の思いを受け止め、介護負担の軽減に努めてきました。今後も、在宅介護を支える支援者が連携して、相談支援体制の充実を図る必要があります。
- ➡ 高齢者の閉じこもり予防などを目的に、地域支援コーディネーターが中心となり、サロンの立ち上げ支援や運営維持に向けたサポートを行うなどして、通いの場づくりを推進してきました。今後は、社会的に孤立しがちな人であっても地域とつながりが保てるよう、住民同士が交流できる多様な居場所の整備が必要です。

生活困窮者

- ➡ 「生活としごとの相談窓口」において「生きることの包括的な支援」を実施しています。コロナ禍において、社会福祉協議会と連携しながら、「緊急小口資金」「総合支援資金」「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」「住居確保給付金」など生活基盤の安定に向けた各種事業を積極的に展開しました。
- ➡ その他、一定の住居を持たない方に対しては、生活困窮者自立支援制度における「一時生活支援事業」、食糧に困っておられる方に対しては市社会福祉協議会の「フードバンク事業」活用へつなぎ、困窮の程度に応じて生活保護制度の利用につなげるなど、相談者の状況に応じて適切に支援を行っています。引き続き相談窓口一覧の情報発信を通じて、支援につながない人への早期支援へつないでいくことが必要です。

無職者・失業者、勤務問題等

- ➡ 「生活としごとの相談窓口」において、「緊急小口資金」「総合支援資金」等の制度周知や窓口支援を行うとともに、自殺の危険性や兆候が見られる相談者に対して、相談窓口チラシを配布しました。
引き続き自殺の兆候が見られた相談者に対して、専門機関へのつなぎ等を実施していく必要があります。
- ➡ また、働き方改革や職場におけるハラスメントについては、「人権推進室」において、企業に向けたセミナーを開催し、勤務問題等の現状に関する啓発や相談先の周知を実施しました。
- ➡ 就労意欲が低下している人や一般就労に向けた準備が整っていない人に対し、NPO法人等と連携して社会生活への訓練の場を提供し、日常生活・社会生活の自立、就労意欲の喚起に向けた支援を行いました。

子ども・若者

- ➡ 「子ども政策室」において、要保護児童対策地域協議会を主体とした児童虐待防止に関する取組や、子育て総合相談窓口における相談支援の実施など、園・学校等と連携しながら、個々の家庭ニーズに対応した支援を行いました。
- ➡ 「学校教育課」においては、各校の教育相談担当者を対象とした研修会の実施、「子どもの人権110番」強化週間に合わせたリーフレットの配布、各校へのスクールカウンセラーの派遣、教育相談室に相談員と臨床心理士を配置した教育相談の実施など、児童生徒に関する相談支援・児童生徒のSOSの出し方に関する教育推進、児童生徒の養育に関わる保護者等への支援体制強化を実施しました。
引き続き、児童生徒や保護者等を対象に、いじめ防止や子ども自らがSOSを発信しやすくするための講座（CAPプログラム）等を通して自他の生命の大切さを学ぶ取組を継続、充実させる必要があります。
- ➡ 園・学校等の関係機関との情報共有、連携をはかりながら相談・訪問等を通して、個々の家庭のニーズに応じた対応を行う必要があります。

2 成果と課題のまとめ

自殺リスクを低下させることを目的とし、「生きることの阻害要因」（生活困窮や失業、家庭問題など）を減らし、「生きることの促進要因」（相談、支援、地域のつながりなど）を増やす取組を継続的に実施してきました。

一方、2020（令和2）年からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、人との接触機会が制限されたため、実施が困難となった事業もありました。

本市においては、「自殺者ゼロ」をめざすことを基本とし、自殺対策に関わる各種事業を実施してきましたが、現行計画の計画期間内では、設定した目標値の達成には至っていません。

本市における自殺対策計画の成果指標は次表のとおりです。

図 18 第1期計画の成果指標の達成状況

成果指標	実数	目標値	実績値				
			2017年 (平成29年)	2023年 (令和5年)	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)
自殺者の数	10人	7人以下	12人	10人	16人	22人	13人
自殺死亡率	12.6	8.8以下	15.2	12.8	20.6	28.5	17.0
達成状況			×	×	×	×	×

自殺に至る要因は様々であり、自殺死亡率増加の要因を明確に特定することは困難ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大前後で、自殺死亡率が増加していることや、計画策定にあたり実施した市民意識調査（参考資料参照）では、新型コロナウイルス感染症流行以降、「感染対策を過剰に意識するようになり、ストレスを感じた」回答者が28.0%となっていることなどから、新型コロナウイルス感染拡大以降は、感染が長期化する中で、経済活動の抑制による雇用環境の悪化や収入の減少、人との接触機会の減少による社会全体のつながりの希薄化、孤独・孤立等の問題が顕在化しており、これらの要因が複雑に影響しているものと考えられます。

2023（令和5年）度実施した市民意識調査（自殺対策に関するアンケート調査／参考資料及び別冊資料参照）では、今後の自殺対策としては、「学校などで命の大切さやこころの健康に関する学習機会の充実」や「高齢者の孤立を防ぐ支援」、「様々な悩みに対応した相談窓口の設置と広報」、「様々な分野におけるゲートキーパーの養成」などを求める割合が多く、自殺対策を支える人材育成や市民への啓発と周知により一層努めていく必要があります。

生活困窮に至る理由や背景には様々なものがあり、複合化する相談内容に対応するため重層的支援における庁内横断的な組織づくりが重要です。関係部署との情報共有や支援がスムーズにできる仕組みの構築が求められています。

第4章 いのち支える自殺対策における取組

1 施策の体系

令和4年（2022年）10月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」には、自殺対策の基本理念と6つの基本方針が示されています。本市ではこの考え方に沿って、自殺対策を進めていきます。

<自殺総合対策の基本理念>

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざす

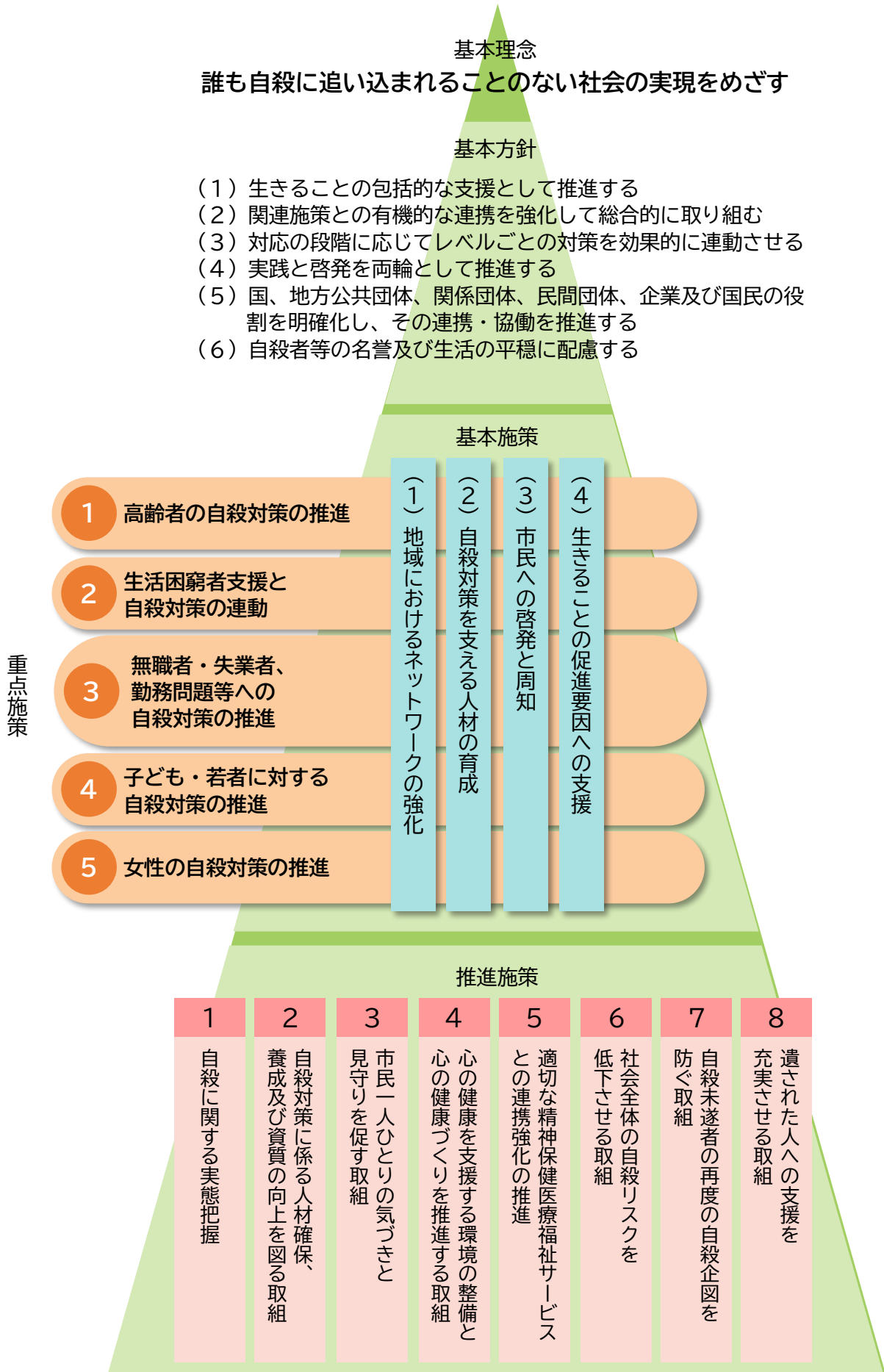
自殺は、その多くが追い込まれた末の死であることや、自殺対策の本質が生きることの支援にあることを改めて確認し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」をめざすとともに、すべての人が、かけがえのない個人として尊重され、健康で生きがいをもって暮らすことのできる社会の実現をめざします。

また、地域の様々な機関・団体等と連携・協力し、市民一人ひとりが主体となってそれぞれの立場で「孤立しない地域づくり」に向けた取組みを進めるよう意識の醸成を図り、市全体で自殺対策を推進していきます。

<自殺総合対策の基本方針>

- (1) 生きることの包括的な支援として推進する
- (2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
- (3) 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
- (4) 実践と啓発を両輪として推進する
- (5) 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
- (6) 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

基本理念である「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現をめざすため、6つの基本方針のもと、第2章に示す本市の自殺の特徴等や、第3章に示す第1次計画の評価と課題を踏まえ、福知山市の自殺対策を「生きることの包括的な支援」として推進していきます。




2 福知山市における取組

基本施策とは、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことができない基盤的な取組、すなわち「(1) 地域におけるネットワークの強化」「(2) 自殺対策を支える人材の育成」「(3) 市民への啓発と周知」「(4) 生きることの促進要因への支援」の4つです。

これらの施策を強力に連動させて総合的に推進することで、本市における自殺対策の基盤を強化します。

基本施策	推進施策	施策の方向性
<p>(1) 地域における ネットワークの強化</p> 	<p>1 自殺に関する実態把握</p>	<p>総合的に自殺対策を講じるため、国などの調査研究及び検証、各種統計などを活用して自殺の原因・背景、自殺に至る経過を分析し、本市の自殺の実態把握に努めます。</p>
<p>(2) 自殺対策を支える 人材の育成</p> 	<p>2 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る取組</p>	<p>様々な分野で各種相談にあたる人に対して研修等を実施し、資質の向上を図ります。また、自殺に関する正しい知識を普及したり、自殺の危険性を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じてつなぎ、見守る「ゲートキーパー」の役割を担う人材を養成します。</p>
<p>(3) 市民への 啓発と周知</p> 	<p>3 市民一人ひとりの気づきと見守りを促す取組</p>	<p>自殺に追い込まれるという危機は誰もが当事者になり得ることとして、自殺や心の健康などについての正しい知識の普及啓発を行います。</p>

基本施策	推進施策	施策の方向性
<p>(4) 生きることの 促進要因への支援</p> 	<p>4 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する取組</p>	<p>長時間労働、失業、各種のハラスメント、いじめ、育児や介護疲れなど自殺の原因となり得る様々な心の負担について、市民が過剰にストレスを溜め込まずに適切に対処できるよう、市民自身の心の不調やストレスへの気づきを促すとともに、ストレスを軽減するための支援や相談できる窓口の充実を図ります。</p>
	<p>5 適切な精神保健医療福祉サービスとの連携強化の推進</p>	<p>うつ病やアルコール依存症等の精神疾患は自殺の危険性が高いとされていることから、早期に適切な精神科医療につなぐ支援を行うため体制を整備します。また、精神科医療につながった後も自殺の危険性を高める様々な問題を包括的に対応するため、地域の精神科医療機関を含めた保健・医療・福祉・教育・労働・法律などの関係機関のネットワークの体制を構築します。</p>
	<p>6 社会全体の自殺リスクを低下させる取組</p>	<p>自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、これらを通じて社会全体の自殺リスクを低下させることを目指します。 自殺は多種多様な要因が複雑に関係していることから、身近な地域の相談窓口が市民にとって相談しやすいものになるよう体制の充実を図り、市民の状況に応じたきめ細かな相談支援を行うとともに、関連する支援内容や相談窓口の周知を図ります。</p>
	<p>7 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ取組</p>	<p>自殺未遂者は自殺未遂歴のない人に比べて、再度自殺を企図する可能性が高いことがわかっています。そのための手立てを重視し、自殺未遂者が必要な医療的ケアや相談支援が受けられるよう、医療機関、警察、消防との連携を進めます。また、自殺未遂者を見守る家族など身近な支援者に対し、支援の充実を図ります。</p>
	<p>8 遺された人への支援を充実する取組</p>	<p>自死遺族は、大切な人を失ったことに対する深い悲しみや自責の念を抱き、また、周囲の誤解や偏見により地域から孤立状況に陥る可能性があります。そのため、心身の不調などの健康問題だけでなく、心理、福祉、経済、法律など多岐にわたる問題を複合的に抱える自死遺族に対して、心理的ケアだけでなく、様々な支援ニーズに応じた必要な情報を得ることができる相談窓口や支援に関する情報を提供します。</p>

3 重点施策

本市の自殺死亡者は、高齢者が高い割合を占めています。また、自殺の原因・動機別では、「健康問題」33.7%、「経済・生活問題」11.4%、「家庭問題」10.6%となっており、これらは人生の中で誰もが直面する可能性のある問題と言えます。

自殺総合対策推進センターの作成した「地域自殺実態プロファイル」において、福知山市における今後重点的に取り組むべき課題として「高齢者」「生活困窮者」「無職者・失業者」に関わる自殺への取組が指摘されています。そうした問題を抱えた時の対処方法や、助けを求めることができることを、子どもの頃からあらかじめ知っておくことが必要です。

そのため、本市では、「高齢者」「生活困窮者」「無職者・失業者」に関わる自殺への取組に加えて、「子ども・若者」「女性」を対象とした各種施策を重点的に進めていきます。

1 高齢者の自殺対策の推進

<高齢者の現状と課題>

本市における、過去5年間(2018(平成30)年~2022(令和4)年)の自殺死亡者数73人のうち、60歳以上の自殺死亡者数は32人と、およそ2.2人に1人に上ります。全国(本市)の自殺死亡率は、男性60歳代で24.19(55.34)、70歳代では26.93(37.09)と、全国よりも高くなっています。一方、女性は60歳代で10.88(7.68)、70歳代では13.23(7.97)と、全国よりも低めとなっています。

高齢者は、配偶者をはじめとした家族との死別や離別、身体疾患等をきっかけに、孤立や介護、生活困窮等の複数の問題を抱え込みがちです。また、地域とのつながりが希薄である場合には、問題の把握が遅れてしまい、その間に自殺のリスクが高まる恐れがあります。

団塊世代の高齢化が今後進行する中で、介護にまつわる悩みや問題を抱える高齢者とその家族や、ひきこもり生活の長期化に伴い、公的な支援につながらないまま親と子どもが高齢化してしまうという、いわゆる「8050問題」など、高齢者本人だけでなく家族や世帯に絡んだ複合的な問題も増えつつあります。そうした家庭では、支える側と支えられる側がともに疲弊してしまい、最悪の場合は心中など共倒れの危機につながる懸念されます。

これらのことを踏まえると、高齢者の自殺を防ぐには、本人を対象にした取組のみならず、高齢者を支える家族や介護者等の支援者に対する支援も含めて、自殺対策(生きることの包括的支援)の啓発と実践を強化していく必要があります。

具体的には、相談支援先の情報を高齢者や支援者に周知することや、自殺リスクの高い高齢者を早期に発見し、支援へとつなげること等が挙げられます。また、高齢者とその支援者が、社会的に孤立することなく他者と関わり、生きがいを感じられるような地域づくりを進めることも重要です。

今後は、各種取組を通じて高齢者とその支援者が生きがいを感じられる地域づくりが求められます。

<高齢者の自殺予防に向けた施策の方向性>

前述した課題を踏まえて、市では次の3つの取組を、高齢者を対象とした重点施策として展開します。

① 複合的な課題を抱える人の相談支援を充実する

9つの日常生活圏域に配置する「地域包括支援センター“よりそい窓口”」が、介護をはじめ生活全般にかかる相談を包括的に受け止め、必要な支援に繋がります。また、複合的な課題を抱える人が市役所のどこの相談窓口を訪ねても、必要な支援につながるよう、多部署・多機関共同の中核機関として「福祉あんしん総合センター」を位置づけ、重層的相談支援体制の整備を進めます。

さらには、支援者が日々の関わりを通して自殺のリスクに早期に気づき、必要な支援へつなぐといった対応ができるよう人材育成に努めます。

② 高齢者を支援する家族等への支援を強化する

高齢者を支える家族等介護者の負担軽減を図るため、ケアマネジャーや訪問看護師、ホームヘルパー等在宅生活を支える専門職が連携して、介護者の支援を行います。また、認知症の人の家族会や認知症カフェ等居場所づくり活動を通して、介護負担の軽減や孤立防止に努めます。

③ 高齢者の生きがいと役割を実感できる地域づくりを推進する

高齢者が地域と主体的に関わり、仲間づくりや健康づくり等の社会参加を通じた幅広いコミュニティ活動の活性化を図るとともに、社会的に孤立しがちな人であっても地域と繋がりが保てるよう、住民同士が交流できる多様な居場所の整備に努めます。

また、各地域において主体的な支え合い活動の取り組みが図られるよう、地域の実情に応じた支援を行います。

◎あなたもゲートキーパーになりませんか

『ゲートキーパー』とは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことをいいます。

『ゲートキーパー手帳』は、ゲートキーパーとして悩みを抱える人の支援を行う時に必要なポイントをコンパクトに紹介したもので、常に持ち歩きしやすいサイズで作成されています。

右のQRコード（厚生労働省 HP）からダウンロードできます。



<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000168751.pdf>



2 生活困窮者支援と自殺対策の連動

<生活困窮者の現状と課題>

本市における、過去13年間（2009（平成21）年～2022（令和4）年）の自殺者数273人のうち、「経済・生活問題」を理由とする自殺者の数は31人となっており、生活困窮者や生活保護受給者の自殺リスクは深刻であるといえます。

しかし、生活保護受給者の自殺を防ぐには、生活扶助や就労支援といった経済的な支援だけでなく、心身面での疾患への治療等、医療や保健等の様々な関係者が分野の壁を越えて協働し、様々な取組を通じて包括的に支援を行っていく必要があります。

生活困窮者に対する支援事業と自殺対策との連動性の向上に向けて、国を挙げての取組が進められていることを踏まえ、福知山市でも地域の実態を踏まえて、両事業の連携の向上を図っていきます。

<生活困窮者の自殺予防に向けた施策の方向性>

前述した課題を踏まえて、市では次の2つの取組を、生活困窮者向けの重点施策として展開します。

① 生活困窮者に対する「生きることの包括的な支援」を強化する

生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度に基づく各種の取組と、自殺対策との連携を図ることにより、生活苦等から自殺のリスクが高い市民に対し「生きることの包括的な支援」を強化します。

○養育に係る負担の軽減に向けた各種支援の提供

保護者同士が交流のできる機会や子育てに関する相談できる機会、子育てに関する講習会や各種情報の提供等の様々な施策を実施することで、地域で子どもを育てていくための環境を整え、子育てにまつわる保護者の負担軽減を図ります。

援助者がなく、産後うつや育児ストレス等により、安定した養育が行えない家庭への育児支援や、父子・母子家庭の児童生徒の養育に係る各種手当の支給や、小児慢性特定疾患に伴う医療費の助成、経済的理由から就学が困難な児童生徒に対する給食費の補助や学用品の支給、就学金の貸与等、金銭・物資面での種制度により、保護者の不安や負担の軽減を図るとともに、児童生徒の養育ならびに就学を支援します。

② 支援につながっていない人を、早期に支援へつなぐための取組を推進する

生活困窮に陥っている人の中には、支援制度につながらずに自殺のリスクを抱え込んでしまう人も少なくありません。このことから本市では、自殺のリスクにつながりかねない問題を抱えている人を、早い段階で発見するとともに、そうした人々に対する働きかけを積極的に行い、必要な支援へつなぎます。

3 無職者・失業者、勤務問題等への自殺対策の推進

<無職者・失業者、勤務問題等に関わる自殺の現状と課題>

本市の過去13年間（2009（平成21）年～2022（令和4）年）における自殺者数を職業状況別に見ると、自殺者数224人のうち、有職者の自殺は計85人となっています。

有職者の自殺の背景に、必ずしも勤務問題があるとは言えません。しかし、配置転換や職場での人間関係などの勤務にまつわる様々な問題をきっかけに、退職や失業を余儀なくされた結果、生活困窮や多重債務、家庭内の不平等により、最終的に自殺のリスクが高まるというケースも想定されます。

また、無職者・失業者の自殺の背景に、求職活動をしていても採用に至らない、仕事が続かない等自信喪失による心理的不安などから主体的に的確かつ現実的な求職活動ができないケースが多々あります。これらの事例を支援につなげるよう、相談体制の強化や相談窓口の周知を徹底すると同時に、事業所においても、自殺リスクを生まない労働環境を整備していくことが課題となっています。

全国的には、近年、職場でのパワハラや長時間労働を一因とする自殺の発生等もあり、2022（令和4）年10月に閣議決定された新たな「自殺総合対策大綱」でも、勤務問題等による自殺の対策を推進することが「当面の重点施策」として継続して位置付けられており、勤務問題等に関わる自殺への対策は、国を挙げての重要課題となっています。このことから、福知山市でも地域の実態を踏まえて、積極的に対策を進めていきます。

<無職者・失業者、勤務問題等に関わる自殺の予防に向けた施策の方向性>

前述した課題を踏まえて、市では次の2つの取組を、無職者・失業者、勤務問題等に関わる重点施策として展開します。

① 無職者・失業者に対する相談体制の充実・支援強化を推進する

無職者・失業者に対する相談体制の充実を図るとともに、過労やパワハラ、職場の人間関係等の勤務問題に端を発する失職者の自殺リスクを低減させるための取組として、労働者や経営者を対象とした相談支援を充実させます。

② 勤務問題等の現状に関する啓発や相談先の周知を進める

市内の事業所を持つ雇用主に対し、職域におけるハラスメント防止対策の促進とワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を推進するとともに、職場のメンタルヘルス対策を更に推進します。

関係機関とも連携し、市内の事業所に対して、勤務問題・労働問題についての啓発を行うとともに、相談窓口など情報の周知を進めます。また、自営業や中小企業経営者に対し、相談内容に応じて各相談機関等への紹介、連携を進めます。

4 子ども・若者に対する自殺対策の推進

<20歳未満の子ども・若者（以下、子ども・若者）における自殺の現状と課題>

本市においても20歳未満の自殺者がでてきているものの、一般的に若者は他の年代と比較すると全体に占める割合は低くなっています。

しかし、本市は、自殺の背景にあるとされる様々な問題（経済・生活問題や勤務問題、家族関係の不和、心身面での不調など）は人生の中でも誰もが直面し得る危機であり、そうした問題への対処方法や支援先に関する正確な情報を早い時期から身につけてもらうことは将来の自殺リスクの低減につながり得ると考え、子ども・若者向けの対策を重点施策の1つとして位置づけています。

幼少期における貧困、虐待や性被害者等の体験、親との離死別等は、その人の将来の自殺リスクを高める要因にもなりかねません。こうした観点からも、子どもが自殺リスクを抱える前の段階で、対策を講じていくことが重要となります。

2022（令和4）年10月に閣議決定された新たな「自殺総合対策大綱」でも、「子ども・若者の自殺対策を更に推進する」ことが「当面の重点施策」として継続して位置付けられており、学校におけるSOSの出し方に関する教育の推進に加えて、2023年（令和5）年4月に設立したこども家庭庁と連携した体制整備が求められています。

このように、子ども・若者に対する自殺対策は、その子の現在における自殺予防につながるだけでなく、将来の自殺リスクを低減させることとなり、誰もが自殺に追い込まれることのない地域社会を作っていく上できわめて重要な取組です。

保護者や地域の関係者等と連携しつつ、児童生徒にSOSの出し方に関する教育を推進するとともに、児童生徒や保護者等が抱え込みがちな自殺リスクの早期発見に努め、包括的な支援を推進していきます。

<子ども・若者における自殺の予防に向けた施策の方向性>

前述した課題を踏まえ、市では次の3つの取組を、子ども・若者向けの重点施策として推進します。

① 子ども・若者向けの相談支援を更に推進する

子ども・若者が様々な困難やストレスに直面した際に、一人で抱え込むことなく、地域の大人や学校関係者等へ気軽に相談できるよう、相談体制を強化するとともに、リーフレットによる相談先情報を周知します。

② 児童生徒のSOSの出し方に関する教育を推進する

児童生徒が社会において今後様々な困難や問題に直面した際に、その対処方法を身につけることができるよう、全市立小中学校でSOSの出し方に関する教育を実施するとともに、児童生徒が安心して悩みを打ち明けることができるよう、学校の教育相談体制を整え、学校内外の関係機関と連携し、当該児童生徒を早期に支援へとつなげられるような体制づくりを推進します。また児童生徒や保護者等を対象とした講座（CAPプログラム等）を継続します。

③ 児童生徒の養育に関わる保護者等への支援体制を強化する

児童生徒の養育に関わる保護者への相談・各種支援の提供の充実を進めます。

○児童虐待の防止に向けた対策の充実

精神的に最も不安定になりやすい産前産後の時期に、家庭訪問、相談等各種支援事業を充実させることにより、産後うつや虐待の未然防止を目指します。また、子育てに関する一般的な相談から、児童虐待に関する相談・通報まで多様なニーズに対応し、関係機関と連携を図り、個別課題に応じた対応・支援策を講じます。

○養育に関する様々な相談機会の提供

妊娠期から子どもが18歳になるまでの子育て家庭の相談窓口である子育て総合相談窓口において、家庭訪問等のアウトリーチ型支援を積極的に行い、関係機関と連携を図ることで、子どもや保護者を伴走型で支援します。また、保健師・助産師・教員等の資格を有する専門相談員が、悩みを抱える保護者の相談に応じることで、自殺リスクの高い保護者の早期発見、適切な支援につなげます。

◎若い感性による「いのち」への想いをご覧ください

福知山市では、令和4年10月から12月に、「いのち」について考えるワークショップを開催しました。

「いのちについて考えるワークショップ」は昨今の様々な社会情勢の変化により、いま「いのち」をどう支えていくかが大切な課題となっているなか、「いのち」に対する考え方や支え方をこれからの未来を担う高校生や大学生を中心とした皆さんと様々な意見を出し合いながら考えていくことを目的としたワークショップイベントです。

高校生・大学生をはじめとした参加した皆さんが「いのち」をテーマに様々な角度からグループトークした意見の一端をリーフレットとして取りまとめています。

コロナ禍や物価高騰など急激な社会変動により若い世代の孤立や生きづらさが叫ばれるなか、若い世代の「いのち」や「こころ」についての「想い」を是非ご覧ください。

右のQRコードからダウンロードできます。



<https://www.city.fukuchiyama.lg.jp/soshiki/13/54043.html>

5 女性の自殺対策の推進

<女性の自殺の現状と課題>

本市では、2021（令和3）年までは男性の方が多い状況が続いていましたが、2022（令和4）年は逆転して女性の方が多くなっています。2021（令和3）年から2022（令和4）年にかけて、男性の自殺者数が1/3に減少したのに対し、女性の自殺者数は、4人から7人と、2倍近く増加しています。

女性の自殺者を年代別にみると、2021（令和3）年から2022（令和4）年にかけて、40歳代、70歳代、80歳以上で増加しています。

女性自殺者の原因・動機としては（「不詳」を除く）「健康問題」が最も多く、「次いで「家庭問題」が多くなっています。アンケートの結果でも、本気で自殺をしたいと考えた理由で、「家庭に関すること」の割合は、男性の1.6倍となっています。

コロナ禍の影響で自殺の要因となり得るさまざまな状況が悪化したことなどにより、2020（令和2）年以降、全国的にも女性の自殺者は2年連続で増加しています。この間、著名人などの自殺報道による影響の可能性も指摘されており、女性の自殺の背景に、必ずしもコロナ禍の影響があるとは言い切れませんが、アンケートの結果からも男性に比べて女性の方がストレスを感じた割合が高い結果となっています。

2022（令和4）年10月に閣議決定された新たな「自殺総合対策大綱」でも、女性に対する支援の強化が「当面の重点施策」として位置付けられており、支援の取り組みが強化されています。このことから、福知山市でも地域の実態を踏まえて、積極的に対策を進めていきます。

<女性の自殺の予防に向けた施策の方向性>

前述した課題を踏まえ、市では次の2つの取組を、女性の自殺の予防に向けた重点施策として推進します。

① 困難な問題を抱える女性への支援

賃金格差や家事負担等により、女性の経済的な自立が困難であるという社会的な課題があります。生活困窮や就労、家庭の問題等様々な困難・課題を抱える女性に寄り添ったきめ細かい相談支援等の取組を行います。

また、配偶者等からの暴力の相談体制、被害者支援の更なる充実を図ります。

② 妊産婦や子育て家庭への支援の充実

妊娠期から子どもが18歳になるまでの子育て家庭の相談窓口である子育て総合相談窓口において、女性が抱える妊娠・出産・子育てに関する悩みに寄り添い、個々の家庭の状況に応じた伴走型支援、必要なサービスの提供を行います。

4 「生きる支援」に関連する事業・施策

重点施策 ①高齢者への支援 ②生活困窮者への支援 ③無職者・失業者等への支援
④子ども・若者への支援 ⑤女性への支援

No	事業名・取組	「生きる支援」実施内容	重点 施策	担当部署	担当課
推進施策1 自殺に関する実態把握					
① 社会的要因を含む様々な統計情報の分析					
1	自殺に関する調査及び研究	厚生労働省(人口動態統計)、警察庁(自殺統計)や各関係機関等が作成・公表している統計を活用し、本市の自殺傾向を把握し、自殺対策の成果・分析の把握に努めます。また、福知山市自殺対策協議会において、本市における自殺対策を総合的かつ効率的に推進していきます。		福祉保健部	社会福祉課
② 自殺関連の相談に関する事例検討					
2	自殺に関する事例検討会の実施	自殺予防対策推進連絡会において個別事象の事例検討を行うなど、適切な支援方法などについて検討するとともに、庁内関係部局による緊密な連携と協力を図ります。		福祉保健部	社会福祉課
推進施策2 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る取組					
① 各関係機関での各種相談業務にあたる職員の資質の向上					
3	精神保健福祉相談にあたる職員の資質の向上	相談にあたる職員が、精神保健福祉的な視点だけでなく、自殺対策の視点で心の悩みの原因となる生活・経済問題などの社会的要因に気づき、必要な各相談先へつなぐことができるよう相談先のリーフレットの配布等連携を図ります。		福祉保健部	障害者福祉課
② 様々な分野でのゲートキーパーの養成					
4	市職員向けゲートキーパーの養成	各種相談対応や税・保険料等の納付相談から自殺リスクを抱えた市民を早期に発見し、支援へとつなぐ役割を担える人材を育成するため、研修受講を呼びかけます。		福祉保健部	社会福祉課
5	支援者向けゲートキーパーの養成	保健・医療・福祉・教育・経済・労働等様々な分野において相談・支援を行う関係機関や専門職従事者(民生委員・児童委員や介護支援専門員等)に対し研修受講を呼びかけます。	①	福祉保健部	社会福祉課
推進施策3 市民一人ひとりの気づきと見守りを促す取組					
① 自殺予防週間と自殺対策強化月間における啓発活動の実施					
6	自殺予防週間と自殺対策強化月間等での普及啓発の実施	自殺予防週間(9月10日~9月16日)及び自殺対策強化月間(3月)に市広報誌やホームページを活用し普及啓発に取り組みます。また、図書館にて「いのち」や「心の健康」をテーマにした関連図書の展示やリーフレットを配架します。		福祉保健部	社会福祉課

No	事業名・取組	「生きる支援」実施内容	重点 施策	担当部署	担当課
② 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施					
7	いじめ根絶対策事業 (自他の生命を尊重する心を育てる学習と情報モラル教育の推進)	小・中学校において、いじめ防止のための学習や取組みを行います。また、SNS等の普及により、児童生徒がそれらを介したいじめ等により自殺を引き起こすおそれなどがあることから、情報モラルに関する教育を推進します。	4	教育委員会	学校教育課
③ 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及					
8	生きる支援に関するワークショップ等の開催	市民向けにワークショップ等を行い、関係機関と連携しながら自殺問題に対する理解の促進と啓発を図ります。		福祉保健部	社会福祉課
9	生きる支援に関連する相談先情報の周知	広報誌やホームページ等を活用して、様々な生きる支援に関する相談窓口の情報を掲載し、市民に対して周知を図ります。		福祉保健部	社会福祉課
10	いじめ根絶対策事業 (若年層向け普及啓発)	児童生徒及び保護者を対象として、インターネットやSNS等の取扱いや、それらを介したいじめ防止のための普及啓発等を推進します。		教育委員会	学校教育課
④ 精神疾患等についての普及啓発の推進					
11	精神疾患等についての普及啓発	うつ病や統合失調症、アルコール依存症などの精神疾患に関する正しい知識について、関係機関等と連携しながら、地域住民に対する知識の普及啓発を行います。		福祉保健部	障害者福祉課
推進施策4 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する取組					
① 職場におけるメンタルヘルス対策の推進					
12	職場ハラスメントの防止	事業主に義務付けられているセクシュアルハラスメント及び妊娠・出産等に関するハラスメントの防止措置の徹底とパワーハラスメントの予防・解決について、事業所向けの啓発研修を実施します。	3	地域振興部	人権推進室
② 地域や学校における心の健康づくり推進体制の整備					
13	府保健所及び府精神保健福祉総合センターとの連携体制の構築	専門職員が配置されている関係機関等における連携を図ります。		福祉保健部	社会福祉課 障害者福祉課
14	健康教育、健康相談の実施	各ライフステージにおいて睡眠や休養の大切さや健康づくりに関する理解を促進します。		福祉保健部	健康医療課 子ども政策室 高齢者福祉課
15	アルコール依存症等に関連する問題への取組強化	心の病気、虐待、生活困窮との関連が指摘されているアルコール依存症等に関連する問題等に対応するため、相談・訪問指導等を通じて支援が必要な対象者を早期に把握し、支援につなげます。		福祉保健部	障害者福祉課 健康医療課 社会福祉課 子ども政策室
16	心の居場所づくり推進事業 (スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの配置)	小・中学校にスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置し、児童・生徒の状況や相談内容に応じて学校と連携して、相談体制の充実を図ります。	4	教育委員会	学校教育課

No	事業名・取組	「生きる支援」実施内容	重点 施策	担当部署	担当課
③ 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進					
17	こころのケア活動	被災者のニーズを傾聴し、具体的支援に繋がると共に、心理的ストレスの状況に合わせた支援を行う。		福祉保健部	健康医療課 地域包括ケア 推進課 子ども政策室
推進施策5 適切な精神保健医療福祉サービスとの連携強化の推進					
① 精神疾患や発達障害の早期支援の推進					
18	精神保健福祉相談の実施	精神疾患のある人やその家族に対して面談や訪問による相談を行うことにより、医療・福祉・教育その他の関係機関と連携して支援します。		福祉保健部	障害者福祉課
19	特別支援教育推進事業 就学指導事業 心の居場所づくり推進事業（就学相談）	全ての就学前の園児及び小学校5年生の児童を対象にスクリーニングを行い、子どもの発達段階や個別のニーズに応じた就学支援や就学に関して、保護者や子どもとの面談等を行い、専門的な観点から相談に応じます。		教育委員会	学校教育課
② 医療、保健、福祉などの関係機関・関係施策との連携強化					
20	関係機関・関連施策との連携の強化	精神科医療機関、障害福祉サービス事業所、学校、職場、行政機関との連携による地域の精神保健医療福祉体制の構築及ネットワークに基づく支援の充実を図ります。		福祉保健部	障害者福祉課
推進施策6 社会全体の自殺リスクを低下させる取組					
① 地域における相談体制の充実と相談窓口の周知					
21	生活と仕事に関する相談	自殺対策の庁内ネットワークの中核として、市民や職員、関係機関等の相談が「生活としごとの相談窓口」につながるよう周知を行い、生活困窮や就労で悩んでいる人の相談窓口としての機能も果たします。	②	福祉保健部	社会福祉課
22	行政・法律等による相談	弁護士法律相談、司法書士法律・登記相談・多重債務相談、行政書士相談、消費生活相談など、専門家による相談窓口を継続して実施します。		市民総務部	市民課
23	くらしの様々な市民相談	くらしの中の様々な悩みで市民相談窓口に来庁される市民に対して、相談内容に応じて関係部署や関係機関を案内します。		市民総務部	市民課
24	福祉あんしん総合センターによる相談	高齢者、障害のある人、子育て、生活困窮等相談者の困りごとを包括的に受け止め、必要な支援に繋がります。また、地域包括ケア推進課に配置する基幹型センター「福祉あんしん総合センター」が、多部署・多機関の連携に関する総合調整役を担うことで、連携体制の強化を図ります。	①	福祉保健部	地域包括ケア 推進課

No	事業名・取組	「生きる支援」実施内容	重点 施策	担当部署	担当課
25	地域包括支援センターによる相談	主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師などの専門職が連携して、介護・福祉・健康・医療など様々な面から高齢者の生活を総合的に支援します。また、令和5年度からは「地域包括支援センター“よりそい窓口”」と名称を改め、年齢を問わず、地域にお住いの方の生活上の様々な困りごとを受け止め、必要な支援に繋がります。	①	福祉保健部	地域包括ケア推進課
26	相談支援事業所による相談	障害のある人及びその家族等からの相談に応じ、障害のある人の日常生活に必要なサービス等が受けられるよう支援するとともに、障害のある人の虐待防止や権利擁護のために必要な援助等を行います。		福祉保健部	障害者福祉課
27	男性のための電話相談	男性職場の人間関係、夫婦、パートナー、子どもとの関係や生き方、生きがい、こころの疲れなど、様々な悩みについて相談に応じます。		地域振興部	人権推進室
28	女性相談	女性の抱える様々な問題や悩みについて、女性専門カウンセラーが相談を受け、相談内容に応じて関係機関等と連携を図り、寄り添った支援を行います。	⑤	地域振興部	人権推進室
29	人権相談	人権侵害となり得る事象について、相談を受け付け、人権侵害による自殺リスクを抱える相談者に対して適切な支援機関へつなぎます。		地域振興部	人権推進室
30	犯罪被害者の相談	犯罪被害者に対して、相談や必要な情報の提供などを行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。		市民総務部	市民課
31	再犯防止推進事業（犯罪をした人等の社会復帰への理解促進等）	広報誌やホームページ等を通じて、再犯防止に係る啓発や更生保護ボランティアの活動の周知等を行うことで、犯罪をした人等の社会復帰や地域社会での受け入れ等について、市民の理解促進等を図ります。		市民総務部	市民課
32	年金相談	各種年金制度の相談に応じる中で、生活困窮や障害などの悩みを抱えた市民に気づき、悩みに応じた関係部署や関係機関への案内をします。		市民総務部	保険年金課
② 様々な要因を持つ個人・世帯への支援の充実（高齢者とその介護者）					
33	家族介護者への支援	9つの地域包括支援センター“よりそい窓口”や、基幹型センター「福祉あんしん総合センター」が、ケアマネジャー等と連携して、家族介護者の相談支援を行います。また、介護者が適切な介護知識・技術を習得したり身体的、精神的負担の軽減が図れるよう、在宅介護アドバイザーを派遣します。更には、認知症の人の家族会や認知症カフェなど居場所づくり活動を通して、介護者の思いを受け止める、同じ悩みをもつ人を繋ぐなどして負担軽減に努めます。	①	福祉保健部	地域包括ケア推進課

No	事業名・取組	「生きる支援」実施内容	重点 施策	担当部署	担当課
34	安心生活見守り事業	在宅生活の一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等に属する高齢者の方を対象に、コールセンターを利用して急病、事故等の緊急時における通報や日常生活における相談・助言や定期的な見守り等を行うために、通報装置を貸与し安心・安全な生活を支援します。		福祉保健部	高齢者福祉課
35	一般介護予防事業	高齢者の孤立防止のため、閉じこもり予防を目的とした体操教室の実施や健康づくりに伴う普及啓発を行います。	①	福祉保健部	高齢者福祉課
36	ふれあいいいききサロン事業	高齢者等が身近にある公民館や集会所等で集い、交流することで、地域で支えあう関係づくりや見守り	①	福祉保健部	地域包括ケア推進課
② 様々な要因を持つ個人・世帯への支援の充実（ひきこもり状態のある人）					
37	ひきこもりの相談	ひきこもり状態が長く、就労から遠ざかっている人に対して本人の状況や希望にあった各種福祉制度の利用や就労支援の方法を一緒に考え、社会とつながるきっかけづくりや自立に向けた支援を行います。		福祉保健部	社会福祉課
② 様々な要因を持つ個人・世帯への支援の充実（児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者）					
38	児童虐待への支援	虐待を受けている子どもを早期発見や適切な保護を図るため、地域における関係機関・団体間の連携強化を図り、児童虐待の未然防止等についての啓発に取り組んでいきます。	④	福祉保健部 教育委員会	子ども政策室 学校教育課
39	女性相談（DV相談）	配偶者やパートナーからの性暴力被害等に関する相談について、関係機関等と連携を図り、寄り添った支援を行います。	⑤	地域振興部	人権推進室
40	若年層への性暴力未然防止のための啓発	中高生や大学生等を対象にデートDVに関する正しい知識や予防のためのコミュニケーションについて周知し、暴力を許さない意識づくりに向けた啓発を行います。	④	地域振興部	人権推進室
② 様々な要因を持つ個人・世帯への支援の充実（生活困窮者）					
41	納税相談	所得の減少、失業等により市税を一時に納付すると生活維持が困難になる場合に、分割納付や徴収猶予等の相談に応じます。		財務部	税務課
42	就学援助事業 特別支援就学奨励事業	経済的理由によって就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、経済的援助を行うことにより、就学における経済的不安を和らげます。		教育委員会	学校教育課
43	生活保護制度	生活保護が必要な世帯に対して、最低生活を保障するとともにケースワーカーや就労支援員等が自立・安定就労に向けて関係機関と連携しながら支援を行います。	②	福祉保健部	社会福祉課
44	生活困窮者自立支援制度における自立相談支援・就労準備支援	経済的な困窮状態に陥っている世帯に対して、専門の相談員が一人ひとりの状況に応じた支援プランを作成し、各種制度の活用や就労支援等について本人に寄り添いながら自立に向けた支援を行います。	②	福祉保健部	社会福祉課

No	事業名・取組	「生きる支援」実施内容	重点 施策	担当部署	担当課
② 様々な要因を持つ個人・世帯への支援の充実（妊産婦や子育て家庭）					
45	子育てコンシェルジュ	保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、個々のニーズに応じた情報提供、相談、利用支援等を行います。		福祉保健部	子ども政策室
46	こんにちは赤ちゃん事業 （乳児家庭全戸訪問事業）	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、乳児家庭の孤立化を防ぐため、様々な不安や悩みを聞くとともに、子育て支援に関する情報提供を行い、親子の心身の状況や養育環境等を把握し、適切なサービス提供に結び付けていきます。	5	福祉保健部	子ども政策室
47	地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援センター等において、親子の交流や親同士のつながりを図ることや子育ての悩みの相談にあたることを通じて、子育て中のストレス軽減や親子の孤立化を防ぎます。	5	福祉保健部	子ども政策室
48	子育て総合相談窓口 （子育て世代包括支援センター）（家庭児童相談室）	一人ひとりの子どもの将来が家庭の経済的・社会的状況に左右されることなく自立していけるよう、妊娠・出産期から子どもが18歳になるまでの期間、切れ目なくサポートする体制を構築します。	4	福祉保健部	子ども政策室
49	産後ケア	訪問等により発育・発達の確認や聞き取りなどから母親の産後の心身の状態を確認し産後うつ予防を図り、育児の悩みや不安を軽減します。		福祉保健部	子ども政策室
50	養育支援	子どもの発育・発達や保護者の身体・精神面での問題、養育不安のある家庭を訪問し、必要な支援を行います。		福祉保健部	子ども政策室
51	ひとり親家庭に対する相談支援	経済面や生活面で困難や不安を抱えているひとり親に対して、母子・父子自立支援員が自立に向けた相談にあたり、相談内容に応じて関係機関や適切な支援サービスの提供を行います。	4	福祉保健部	子ども政策室
52	放課後児童クラブ	保護者が就労等の理由で昼間不在である小学生に対し、放課後や学校休業日に安心して生活する場所を提供します。また、保護者が安心して就労と子育てができるよう支援します。		教育委員会	生涯学習課
② 様々な要因を持つ個人・世帯への支援の充実（児童生徒）					
53	心の居場所づくり推進事業（教育相談）	不登校、いじめ、友人関係、こどもの教育上の様々な不安や悩みについて教育相談員と臨床心理士により心理的な支援を行うとともに関係機関へのつなぎを行います。	4	教育委員会	学校教育課
54	心の居場所づくり推進事業	「けやき広場」で、社会的自立を育むための体験活動や教育相談を行い、不登校児童生徒への支援を行います。また、不登校傾向にある児童生徒へは、よりよい支援員や、登校している児童生徒への別室支援のため「心の居場所サポーター」を配置します。	4	教育委員会	学校教育課

No	事業名・取組	「生きる支援」実施内容	重点 施策	担当部署	担当課
55	子どもが主役 自ら考える「学び」と「居場所づくり」事業	学校に行けない、行きたくない子どもたちが自分らしさを大切に、将来、自己実現や社会的自立ができる力を培うため、多様な学びの居場所「SIROらぼ」において、子ども自らが考える学びや体験、人との関わりがもてる機会を提供します。	4	福祉保健部	子ども政策室
56	ヤングケアラーへの支援	ヤングケアラー本人だけでなくケアを要する人も含めた家族全体への継続的な支援の視点が必要であるため、身近で信頼できる大人による見守りや、特定の個人にケア責任が偏らない予防的視点での関わりができるよう、社会全体の理解を深める取組を推進するとともに、子育て総合相談窓口をとおしてヤングケアラーの把握に努め、保健・福祉、介護、医療、教育等の関係機関と連携し、子ども・若者・家族を支える重層的なネットワークによる支援につなげていきます。		福祉保健部	子ども政策室
② 様々な要因を持つ個人・世帯への支援の充実（性的マイノリティ）					
57	性別にこだわらない相談	性別にかかわらず、男性、女性、性的マイノリティの人も誰もが心の悩みを相談できる窓口として開設し、性のあり方を正しく理解し、多様性を受け入れる社会づくりに努めます。		地域振興部	人権推進室
58	性的マイノリティに対する無理解・偏見などをなくす取組	性的マイノリティについての正しい理解と社会全体で必要な取組を周知することで、性的マイノリティに対する無理解や偏見をなくし、相互理解を促します。		地域振興部	人権推進室
③ いじめを苦しめた子どもの自殺の予防					
59	いじめ根絶対策事業（電話によるいじめ相談の設置）	いじめによる悩みを相談できるよう、いじめ電話を設置し対応します。		教育委員会	学校教育課
④ SOSの出し方に関する教育の推進					
60	心の居場所づくり推進事業（教育相談体制の充実）	教育相談室の設置により、不登校、いじめ、友人関係、こどもの教育上の様々な不安や悩みについて教育相談員と臨床心理士により心理的な支援を行うとともに関係機関へのつなぎを行います。	4	教育委員会	学校教育課
61	いじめ根絶対策事業教職員資質向上事業（教職員に対する普及啓発）	専門家を講師に招き、近年のいじめの傾向や実態に即した研修会を教職員や保護者等を対象に行います。		教育委員会	学校教育課
⑤ 子ども・若者への支援や若者の特性に応じた支援の充実（学生・生徒を含む）					
62	就労及び関係機関等との連携強化	若年無職者等の職業的自立を個別的・継続的・包括的に支援を行います。また、ひきこもり状態にある方や自傷行為を繰り返す方など、深刻な生きづらさを抱える方について、保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関・関係団体と連携して支援を行います。	3	福祉保健部	社会福祉課

No	事業名・取組	「生きる支援」実施内容	重点 施策	担当部署	担当課
推進施策7 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ取組					
① 自殺未遂者支援に係る支援と地域連携					
63	関係機関のネットワークの構築	自殺未遂者支援の中で得られた地域特有の課題の検証や事例検討を通じて効果的な自殺対策の方向性について検討するために、医療機関・警察・消防などの関係機関との情報共有・情報交換を行います。		福祉保健部 消防署	社会福祉課 警防課
推進施策8 遺された人への支援を充実する取組					
① 遺された身近な人への心のケア					
64	自死遺族に対する相談	自殺未遂者の家族や自死遺族の話を傾聴するとともに、死別の痛みから回復し、これからの人生を再構築できるようにニーズに応じた支援機関への案内を行います。		福祉保健部	社会福祉課 障害者福祉課 健康医療課
65	自死遺族に対する偏見をなくす取組	ゲートキーパー研修や講演会等を通じた周知により、自殺や遺族に対する理解を深め、偏見をなくしていくことに努めます。		福祉保健部	社会福祉課
② 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等					
66	自死遺族のための情報提供	福祉・経済・法律関係など多岐にわたる問題を複合的に抱える自死遺族に対して各種相談先のリーフレット等により支援に関する情報を提供します。		福祉保健部	社会福祉課

◎自殺予防週間と自殺対策強化月間

日本では、自殺対策基本法に基づき、毎年9月10日から16日を「自殺予防週間」、毎年3月を「自殺対策強化月間」と定めて、国、地方公共団体、関係団体等が連携して「いのち支える自殺対策」という理念を前面に打ち出した啓発活動を推進しています。

福知山市では、自殺対策強化月間に合わせて、自殺対策マークのカラーの一つで、リラックス効果や安心感などの心理効果があるグリーンのライトで福知山城を照らしています。



第5章 計画の推進と評価

1 計画の推進

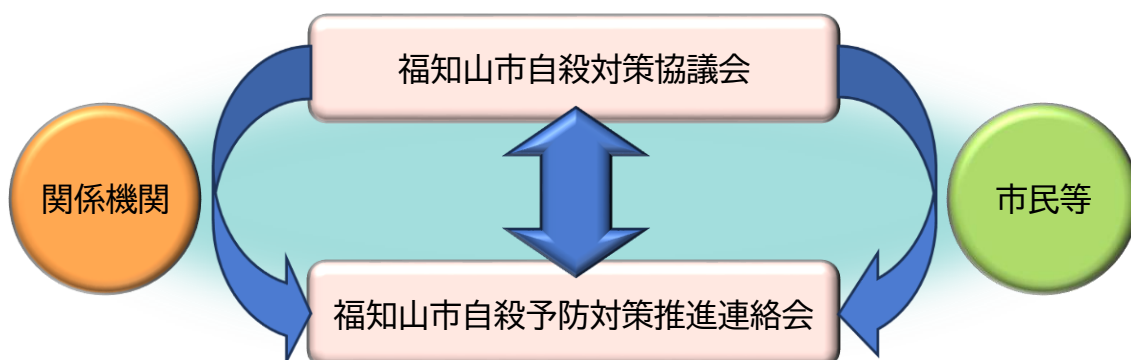
(1) 計画の周知・啓発

本計画は、市ホームページ、広報誌等で公表するほか、各種研修や講演会等での啓発、関係機関等への配布など、様々な機会を捉えて周知を図ります。

(2) 計画の推進体制

本計画は、「福知山市自殺対策協議会」及び「福知山市自殺予防対策推進連絡会」を中心に、行政、地域、関係機関・団体が連携しながら、各種の取組を推進します。

<計画推進体制>



○福知山市自殺対策協議会

医療・福祉・教育・労働の関係機関及び民間団体と市関係部局を構成員として、相互の密接な連携を行い、本市における自殺対策を総合的かつ効率的に推進していきます。

○福知山市自殺予防対策推進連絡会

自殺対策に関連する庁内関係部局が緊密な連携と協力により、自殺予防対策の推進を図るとともに、関係団体との連携を行います。

2 進行管理

計画の実効性を担保し、効果的な対策を実施していくため、「計画」(Plan) → 「実行」(Do) → 「評価」(Check) → 「見直し」(Action) を繰り返す「PDCAサイクル」の考え方に基づき、毎年、計画に掲げる取組の進捗状況や成果指標の達成状況等を点検・評価し、適切に進行管理を行います。

また、取組の進捗状況や成果指標の達成状況等について、「福知山市自殺対策協議会」で情報共有し、協議会委員の意見等も踏まえた上で、必要に応じて事業の見直しや重点化を図っていきます。

